

平成28年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成28年3月7日(月)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	佐々木君男君
企画財政課長	千葉伸吾君	税務課長	残間俊典君
町民課長	武藤浩道君	保健福祉課長	安海洋一君
農政商工課長	伊藤長治君	地域整備課長	櫻井孝則君
会計管理者	小畑正勝君	教育課長	浅野辰夫君
公民館長	熊谷正伸君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 三浦光 主事 佐藤聖大

---

議事日程第3号

平成28年3月7日(月曜日) 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第2号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一

		課税に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 3 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 4 号	大郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第 5	議案第 5 号	大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第 7	議案第 7 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 8 号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 9 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 1 0 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 1 1 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 1 2 号	大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 1 3 号	大郷町物産館の指定管理者の指定について
日程第 1 4	議案第 1 4 号	大郷町開発センターの指定管理者の指定について
日程第 1 5	議案第 1 5 号	大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定について
日程第 1 6	議案第 1 6 号	平成 2 7 年度大郷町一般会計補正予算(第 9 号)
日程第 1 7	議案第 1 7 号	平成 2 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 1 8	議案第 1 8 号	平成 2 7 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 1 9	議案第 1 9 号	平成 2 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 2 0	議案第 2 0 号	平成 2 7 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 2 1	議案第 2 1 号	平成 2 7 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 2 2	議案第 2 2 号	平成 2 7 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会

計補正予算（第3号）

日程第23 議案第23号 平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第24 議案第24号 平成27年度大郷町水道事業会計補正予算（第  
3号）

日程第25 議案第34号 工事請負契約の締結について

日程第26 請願第2号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請  
願

---

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

---

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、  
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署  
名議員は、会議規則第110条の規定により、1番赤間茂幸議員及び2番  
大友三男議員を指名いたします。

ここで、3月4日の一般質問の中で、石川壽和議員から訂正の申し入  
れがありますので、これを許可したいと思います。

石川壽和議員。

4番（石川壽和君） おはようございます。貴重な本会議の時間を割いていた  
だきまして、ありがとうございます。

4日の私の一般質問の中で、公社のホームページを更新されていない  
と指摘したんではございますが、後に確認したところ、道の駅のホーム  
ページは確かに更新されていました。レストランの部門のホームページ  
は、確かに前年の夏の案内ということで更新されていませんでしたので、  
そののところ、一部訂正をしていただきまして、あわせて議事録からの  
削除をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

議長（石川良彦君） 以上の内容で石川壽和議員から訂正の御発言があったわ  
けですが、これを許可したいと思います。いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

日程第2 議案第2号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） それでは、次に、日程第2、議案第2号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第2号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第3 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第4号 大郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第4号 大郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第4号 大郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議案第5号 大郷町介護保険条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第5号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） このことについて3点ほどお聞きしたいと思います。

1点は、いわゆる認知症の関係について、地域包括支援センターにお願いするというような説明ありましたが、現在の包括支援センターの人的な、何ていいますか、仕事の実態を見た場合にかなり、そのほかにさらにふえるということは人的な能力で不足が生じるのではないかと思います。その辺についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、この説明の中で、全協で説明ありました中で、認知症初期集中支援チームということで、この支援を包括的、集中的に行うというような内容でございますが、どのような形での集中的な支援をされていくのか。その辺の内容についてお聞きしたいと思います。

それから、9月の私の一般質問の中で認知症のいわゆる予防検診、MCIという軽認知症の検査について、町の検診に組み入れるのかどうか。答弁では、28年度からそのような対応をしてみたいというような話に受けたわけでございますが、今回のこの改正に基づきまして、それらの取り組みがどのように考えられておられるのか、お聞きしておきたいと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） お答えをいたします。

まず、1点目、地域包括センターの体制は十分なのかという御質問でございますけれども、現行、2名体制のところを3名体制とする予定でございます。

現在も包括支援センターの中では、この事業の中の一部は、もう既に実施をしているという状況でございます。現在の社会福祉士、そして看護師につきまして、認知症地域支援推進員として兼務をお願いをする予定でございます。いずれ事業については、これから模索をしながら進めてまいりますので、今後、体制に不十分な点が生ずるという場合においては、改めて体制について検討をするということになるかと思えます。

それから、支援の内容ということでございますが、認知症と思われる方、あるいは認知症と判断されていても医療、あるいは介護のサービスを受けられていない方、またそれぞれのサービスは受けてはいますけれども、なかなかその対応が難しい方、こういった方を対象として適切なサービス、見守り体制を行っていただけるように支援をするものでございまして、支援につきましては6カ月を集中的に行うと。その中で適切なサービスにつなげていくということでございます。その後においても定期的に確認をさせていただきまして、その支援の内容が御本人にとって適

切なのかどうかの確認をしながら、また修正をしていくというようなことになろうかと思えます。

それから、MC Iについてどうなのかということでございますけれども、こちらについては委託をします坂クリニックのほうと専門的な御意見をいただきながら、どういった形でそういった方々を掘り起こしながら対応していけばいいのかというようなことを御意見をいただきながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） よく言われますが、早期発見なり、早期治療ということが望まれるわけですが、そういう点では、既に今回1名を増員して、この対応に、特にもう既に思われる方、あるいはそう判断されてもサービスを受けていない、あるいは支援されていない方ということでございますが、やはりもう既にそれはある方ということで、もう既にというか、今後そういうMC Iのいわゆる検査をすることによってつかめる状況もかなり出てくると思うんですが、やはり早期につかむためには、そういう自身の取り組みも急がれると思うんですが、ぜひそういう取り組みについても、今回のこの改正に伴いまして対応すべきと考えるわけですが、これは課長もさることながら、町長の方針がその辺についてどうあるかによって、おのずからそれぞれの担当部署での姿勢も出てくると思うんですが、町長、その辺について、前には前向きな形ということで約束されましたが、今、そういう先進的な医療スタッフとの相談もしながら進めていくということでございますが、町長のやっぱり姿勢が一番問われると思えますが、ぜひお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今課長申しましたとおり、MC Iにつきまして、今相手方と協議中でありまして、できれば、協議が成立すれば早急に対処してまいりたいと思っております。やはり認知症は早いうちに、抑制ありますので、発見するように対処してまいりたいと思っておりますので、もうしばらく、協議中でございますので時間をいただければと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 包括支援センター、この充実がますますもって求められてきている昨今だと思いますが、そういう点で、1人増加ということでございますが、なかなか1人補充するにも大変な、人材を確保するとい

うことは大変だと思うんですが、この辺については社会福祉協議会に任せるのか、町がそれを確保してお願いするようになるのか、その辺の手続、手順、どのように考えておられるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） 3名体制でとりあえず来年度、出発をするということになりますが、町が全く関与しないというわけではございませんで、当然ながら包括と一緒に進めていくということになります。

なお、それ以外に、今回の条例の改正にもありますけれども、この支援チームが適切に活動できているかどうか、あるいはその内容がどうなのかという部分を検討する検討委員会がございます。設置する予定でございます。こちらについては、医療機関、あるいは介護支援事業所、あるいは1号被保険者代表者、当然包括、町も入って、各サービス提供事業所とサービスを受ける側、内容については十分検討しながら、その合意をもって進めていくというような考え方でございますので、いずれ体制が不十分な場合については、その中でまた御意見をいただきながら対応をしていくということになろうかと思えます。以上です。（「人的な確保、町でやるのか、支援センターでやるのか、それをお聞きしたかったんです」の声あり）

議長（石川良彦君） そのことについて。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） この認知症総合支援事業、地域支援事業になりますけれども、これは基本的には包括で対応していただくという考え方がなりますけれども、いずれにしても実働部隊は包括になります。町もあわせて対応をしていくという考えでございます。現在のところは包括を1名増員して対応していくという内容でございます。

議長（石川良彦君） ほかに。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） ちょっと関連しますけれども、コーディネーター、一応3名体制にしますよということで、これは新たに3名というんじゃなくて、今聞くと1名プラスするんですよということなんですね。これは資格は必要としないのかどうか。資格が必要なのかどうか。コーディネーターの資格。

あと、初期集中支援チーム、これ医師が1名と、そのほかに専門職2名となっていますけれども、これは地域包括支援センターというか、要するに社協の中にいるメンバーと組み合わせるということじゃなくて、まるっきり新しく3名体制でやるのかという。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。



保健福祉課長（安海洋一君） お答えをいたします。

まず、認知症地域支援推進員の資格要件ということだろうかと思えます。これについては、一定の専門職でなければだめですよということになります。専門職、認知症初期集中支援チームでお示しした内容の専門職と同等の保健師ですとか、看護師ですとか、あるいは作業療法士、社会福祉士等になります。

それから、人員編成はどういうことになるのかということでございますけれども、これは全て坂クリニックのほうから3名ということで、医師、看護師、保健師等になります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 初期集中支援チームなんですけれども、黒川病院と相談というか、打診したことはないのか。まず黒川病院としてはできないんですか、これ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） お答えをいたします。

黒川病院にも認知症サポート員が1名誕生してございます。そちらとも協議の上、進めてございまして、加えて地元の医師、あるいは周辺の精神疾患を担当している医師についても連携をしながら進めていくということで、本日、実は坂クリニックの担当医師、担当者が参りまして、杉山先生のところに御挨拶に行くと。さらに、周辺の精神疾患専門の医師にも御挨拶に行って、今後の対応について協議をしているという状況でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 確認なんですけれども、黒川病院とも協議をして進めてきた結果、こういう状況で進めることになったというふうに理解してよろしいんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） はい、そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議案第6号 大郷町課設置条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第6号 大郷町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 3点ほどお聞きしたいと思います。

1つは、これまで定住促進、あるいは企業誘致、今回のまちづくり推進課で担う分掌の内容、これはどの課でやっていたのか。1つ。

それから、今回のこの課設置によって、これまで以上の期待されることについて改めて確認も含めて答弁をいただきたいと思います。

なお、先日の説明ですと、今後10年間の町の総合計画、あるいは総合戦略の早期実現を図るという観点からの課の設置という説明があったわけですが、これを考えた場合に、この課の位置づけというのは期間が限定されるものなのか、将来にこれは期間関係なく、まちづくりとして今段階で長らくこの課を置いていく考えなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） いままで定住促進、企業誘致につきましては、企画財政課で担当しておりました。さらに、この課を設置したことによって、町の総合計画、さらには総合戦略を策定いたしました。それら等々を実現するためには、やはり専門的に携わっていただきまして、スピードを持って実現に向けて仕事をしていただきたいという思いであります。

さらには、今後、この課は実現、もう期限が達成したらどうだという話でありますけれども、今後まちづくりがどんどん、さまざまなこれから民間活力なり等々が、あるいはまた所有者等々によって各整理組合などが立ち上がり、開発等が進むのであれば、この間はずっと持続するも

のと思っておるところであります。いずれにいたしましても、まず今回の目標達成のために取り組んでいただくということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、改めて各課の分掌事務を見ているんですが、企画財政課として、これまでは特別それに当てはまるような内容がなかったと私なりに見ているわけなんです、そういうことも含めた中での解消をはかる意味での今回の設置ということでは理解するわけですが、今町長からも、この計画の実施のために専門的な立場からということで答弁ありましたが、そうした場合に、今回は何か聞くところによると4名の職員を派遣するというような、置くということでございますが、その中には当然、例えば不動産に関する知識に富んだ方とか、あるいは、今町長が言われた専門的な御認識のある、そういう方の配置がどうしても、ここに置かなければ、この仕事の達成がなかなか困難かと思うんですが、その辺についてどう考えておられますのか、お聞きしたいと思います。

なお、企画財政課がこれまでこの仕事をやっていたということは、これまでの企画財政課の仕事から若干仕事の量的なものも減るということになるし、当然そうなれば人的な削減も考えられるのかどうか、その辺の、多分、全体としては職員が同じような職員の人数で対応していくということになるので、その辺のバランス的なことも含めた、どのような形で今回、この推進課の位置づけというのを考えておられるのか、その辺、総合的な立場で答弁を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 今日までの企画財政課の中で企業誘致なり、あるいはまた開発なり、さまざまなものについて携わって、やはり大変な仕事の量、ボリュームがございました。そうした中で、今回、新しい課を設けることによって、それぞれ専門的分野ということで、有資格者ではありませんけれども、今日まで企画財政課で担当してきた職員を配置いたしまして、そうした中で今回のこの事業に携わらせていただきたいということでございます。そうした中で、さらには企画財政課としては、またさまざまな事務事業がございますので、そうした中でしっかりと分離して対処していただくということでございます。（「今の企画財政課の職員の減になるかという」の声あり）

増減につきましては、企画財政課の今担当している職員を減にしまして、そっちに移行するというところでございます。ただ、若い職員1人を今度配置する予定でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私も議員、若干古くなった立場で記憶を振り返ってみますと、思い出してみますと、前は企画調整課と財政課、これを1つにして仕事をやりやすく、財政的なことも含めた決断力が、スピーディーが求められるというようなこともありまして一本にした経過があるわけですが、今回、それらをまた戻すような形にもとられかねないんですが、その辺については以前の、町長も当時は議員として一緒にこの一本にする課の中で議論を深めた経過も思い出せると思うんですが、その辺、なぜまた今回、こういう形で戻すようになったのか。

説明的には、確かに今、定住促進なり、あるいはそういう住宅構想、いろいろのやっていますが、ただ当時の一本にされた段階の考え方を思い出した場合には、この中でも、企画財政課の中でも、その辺のめり張りをつければ十分に対応できる、私はことが可能だと考えるわけなんです、その辺、あえてまた戻すという、戻すに近い形にとるということはどのように考えているのか、改めて町長のその方針について確認したいと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 私は戻すという認識は全く持っておりません。そうした中で、新たに課を設置いたしまして、そうした中でまちづくりを進めていくという思いでおりますので、戻す考えは全く持っておりませんので、その辺を御理解いただきたいと思います。そうした中で総合計画なり、まち・ひと・しごとの策定したそれらを実現のために取り組んでいただくという思いでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 具体的業務、それについてもう少しちょっと詳しく説明してほしいなと思うんですけども、例えば企業誘致に関することで総合戦略に工業用地の整備事業ってあるんですけども、これはこの中でいろいろ企画してやっていくとか、そういう、もう少しちょっと、この中身をもう少し具体的に説明してもらおうと、こういう仕事だよとか、我々イメージしやすいんですけども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長

副町長（吉田喜久夫君） お答えをいたします。

今回、係を2つ設置をいたします。定住促進係、そして企業誘致係ということでございます。

まず、その中で具体的な分掌事務でございますけれども、定住促進の

係につきましては、今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で新たに人を呼び込むということがございます。そうした中での空き家対策の総合調整が入ってまいります。それに伴いまして、移住相談窓口に関することが含まれます。また、現在、          団地を初め定住のための条件整備を進めておるところでございますけれども、それに伴います住宅取得支援事業に関すること、それから定住促進の整備をいたします団地の販売に関することも含まれてまいります。そのほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略、他課にまたがったの事業推進となりますが、その総合的な、これ進行管理も含みますので、それらを担当していただくということになります。

そして、企業誘致につきましては、従前の企業誘致及び立地に関すること、それから関係機関、あるいは団体との連絡調整に関することが含まれますが、今回、まち・ひと・しごとの中で1つの事業として設定をしております新たな工業団地の整備につきましても、ハード面は別になりますけれども、ソフト面につきまして、この企業誘致係で担当をしていただくという予定にしております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第6号 大郷町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第8 議案第8号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第8号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第9 議案第9号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第9、議案第9号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第10 議案第10号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第10、議案第10号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関

する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第11 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第12 議案第12号 大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第12、議案第12号 大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちょっと確認も含めてお聞きしたいんですが、前の全協で説明の中で、この積算の根拠ということで、高校生拡大分ということ



で表現されているんですが、いろいろな理由で高校に行かない方も出るのかなということも考えた場合に、果たして「高校生」という表現はいかがなものか、あえて18歳という年齢的なもので表示するのが妥当ではないかと思うんですが、その辺についてどのように検討されたのか。もし、そういう方向も1つの考え方ということで検討されるならば、その辺も含めて答弁をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（武藤浩道君） お答えいたします。

大変、全協での資料、高校生拡大分ということで予算関係、提示したわけですが、条例上は年齢になっています。「15歳」を「18歳」に拡大するというごさいます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございせんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 国がなかなか進まないから、各自治体が競争して子供の医療費の拡大をやっているわけなんですけれども、よく言われているように、これをやるとペナルティーというのがあるというの、私もなかなか理解できないんですけども、この辺に関して交付が下げられるよということ、そういうのはあるんですか、これ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（武藤浩道君） お答えいたします。

ペナルティーというのはちょっと理解できないんですが、何のペナルティーなんですかね。（「交付税の」の声あり）交付税ですか。それはちょっとわからないですよ。乳幼児医療関係については県のほうでやっています、それは0歳から就学前の子供さんについては補助金出しています。そのほかは出ておりませんが、交付税のペナルティーというの、はちょっとわかりかねます。

議長（石川良彦君） 要するに、上乗せした分をとということね。上乗せした分を国から……（「そういうのをよくマスコミなんかで聞くから、私が本当にあるのかなと思って質問しているんですよ」の声あり）

答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

この件については、特に私のほうは聞き及んでいないところなんですけれども、改めて御確認をさせていただきまして回答申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。  
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第13 議案第13号 大郷町物産館の指定管理者の指定について

議長（石川良彦君） 日程第13、議案第13号 大郷町物産館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 今、一般質問でもしたんですけれども、ここから3議案に関連することなんですけど、本当に5年間の委託契約をした中で、途中での民間委託なんかなかったときに、言葉はあれですけども、スムーズに問題なく移行できるのかなどなのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えをさせていただきます。

今御質問にありました民間委託ということで、改めてテナント等が張りついた場合といったことでございますけれども、その際は、現在指定管理ということで契約を結んでいる当事者と一旦契約を解除しまして、新たに指定管理者を設けて契約をするといった内容でございます。

また、物産館のレストラン、あるいは開発センター等については、現行の契約を継続しながらテナントの運営を図ってもらうといった考えでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 今に関連することなんですけれども、この間、全協で改革案というようなことで、改革の流れということでしたんですけれども、これを平成28年度がもう29年度、29年度から32年度まで5年間、これ1年目標年度にするんじゃなく、単年度契約でいかなものかと。できなければ、先ほど途中解約とかなんかじゃなく単年度契約、そこで契約の意思がなければ、次の年からそういう何も委託契約しなければいいんでないかと。これをやっていけば、今まで何年間も道の駅、物産館、どういう状況だったか。何回もこうですよ、こうですよ、指摘しながらも、町長がよく町の顔だというようなことを言っても、レストランだって5時になれば閉まる、物産館も5時に閉まる。冗談じゃないですよっていうの。何回も言ってもできないんだから、これは5年ではなく単年度で、結果が出なければ次年度からしないというぐらいの意気込みを持つべきかなと思うんですけれども、答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 御質問いただきました。お答えいたします。

今、御質問いただきました指定管理の期間でございますけれども、現在想定される期間は、やはり5年が必要であろうといった考えでございます。どういった理由かといいますと、改革にはそれなりにやはり一定の期間が必要であろうということと、あと道の駅の機能といったこともございまして、そういった公共性の担保も必要でございますので、その期間をやはり改めて5年が必要であろうといった考えでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 今の話だと、先ほどの石川議員に対する答弁と整合性はどうか考えるのか。もし改革がだめだったら途中解約してもやるという話で、今の答弁だと、道の駅のあれだから5年間しなければいけないという話。どういうふうに整合性あるんですか。話のわかる人、説明してください。どういうことなんですか。無視しているんじゃないですか。していないですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 今回、契約を5年で提案をいたしました。お願いしたわけでありましてけれども、やはり1年ごとになりますと、計画的に改革していくのも、その都度、その都度になってしまいます。そうした中で、やはり長期的に5年間ということで、それぞれ一気に改革に取り組むわけでありましてけれども、やはり5年という期間の中で、しっかりと1年

ごとに満足できるような改革、計画的にできるのかなと思っております。やはり単年度になりますと、また新たに振り出しになってしまいますので、そうした中でしっかりと改革を進める上では、やはり実効性を持たせるためには5年間というスパンの中で改革を進めていただく。そしてまた、町のにぎわいの場所として、しっかりと対処できるのかなと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） この間の全協の中でも、たしかお話ししたと思うんですけども、やはり28年度に入ってどうなるかはわかりませんが、公社に委託する云々、こういうふうに出ておりますけれども、要するに、この間の全協の中でもお話ししましたが、経営能力のない執行部を物産館に配置するそのものがちょっと考えなきゃいけないことなんじゃないのかなと。この間の全協の中でも社長の答弁の中で、私、いつやめてもいいんですよというような発言しているわけですよ。そのような無責任な考え方を持っている人をやはり配置するのはいかなものかと。今後改善していきますよと。町長も大郷町の顔ですよと。やはり大郷町の顔、それを考えた場合には、やっぱりもうちょっとしっかりした、やはり株主総会で決めるというふうに以前、副町長の答弁もありましたけれども、やはりそこはきちっと考えていくべきじゃないかと。経営能力のある方をやはりきちっと選定して、株主総会の中で、考えていくべきじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 議会との特別委員会の中でそのような発言をしたということをお聞きしておりますけれども、それまでの流れの中でどのような感情的になったのかわかりませんが、いずれにいたしましても、あの社長、今しっかりと取り組んでおります。そうした中で、確かに頭をかえれば改革になるんだという一言だかもしれませんが、やはりこの取り組みのさまざまな計画書が出てまいりました。そうした中で、しっかりと対処するという事で改革を進めながら運営していくという熱い熱意を持っており、気持ちを持っておりますので、その辺をしっかりと信用してお任せいただければと思っております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 町長もわかっていらっしゃると思うんですけども、私も7年間、丸7年間、地域振興公社というところにお世話になりました。その中で私も歴代の社長といろいろお話しさせていただきました。いろ

いる改善、ここは改善しなければいけないんですかというような提案もしてきたつもりです。ですけれども、一向に歴代の社長も、話はその場で聞いているようですけれども、その後の対応というのは全くなされていなかったですね。ですから、先ほど各議員の方々からも質問あったように、ほとんど変わっていないということだと思っんですよ、人がかわっても。

だから、今回、現社長も頑張りますよとは言っていますけれども、実際の話、この間の18日の全協の中で、私、いつやめてもいいですよ。その中の話を聞いていただいていますけれども、その中の話をちょっとだけしますけれども、ある議員の方が、やはり従業員の教育が悪いんじゃないかという話の中で、いや、その従業員だけじゃなくて、そのトップの方の姿勢も悪いんじゃないんですかという話ししたときに、そんなに私が能力ないと言うのであれば、私、いつやめてもいいんですよみたいな発言をしているわけですよ。これはやはり本当に無責任な話だと思います、私。それが現社長なわけですから。やはりそれは私も信用してお任せしたいという気持ちはありますよ。ですけれども、やはり今までの、町長になられてから丸6年になっていますけれども、やはり今までのこの間で4人目なんですよ、今の社長。ずっと改善する、改善すると言いながら改善されてきていないわけですよ。だから、やはりその点はもうちょっと真剣に考えていただかないと、なかなかやっぱりこの改善する大郷町の本当の顔になっていただけないんじゃないかと。もう一度、どう考えているか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 公社、私になりまして大変な、ガーデニング関係でさまざまな壁にぶつかりました。その都度、その都度、それぞれのさまざまな解決する意味での対処できる社長についていただきまして、1つ1つ解決をしていただけてきました。そうした中で、現社長におかれまして最終的な問題を解決していただきまして、去年の途中から改めて、本来であれば全てを網羅して社長としてやらなくちゃならない部分でありますけれども、どうしても法的な部分に携わったということで若干、目の届かない部分もあったのかなと私も認識しておりました。がしかし、今、しっかりと目を全てに向けまして、従業員の指導なり、徹底してやっているようでありますし、さらに改革の案が出ました。あのようしっかりと対処するということで、改革するということで、実行していくというかたい熱意を持っておりますので、そうした中で今後、しっかりと

とあの物産館、あの一帯をすばらしくにぎわいのあるまち、大郷の顔になるのかなと期待しておりますので、期待、必ずしてもらわなくてはならないという思いでおりますので、そうした中で今回、このように提案申し上げまして、今の現社長に再度お願いして、しっかりと対処してもらおうという思いでおりますので、議員も御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。大友三男議員。

2番（大友三男君） 今の町長の答弁を聞きまして、町長もしっかりと今後対応していくと。現社長とも相談しながらやっていくというお話のようですので、今後を期待して終わります。

議長（石川良彦君） 質問はないんですか。（「質問はありません」の声あり）  
質問にさせていただくよう今後お願いします。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 3つ、公社の委託に出てくるので、1件ずつお聞きしたいんですが、今回のまずこの物産館の関係。前にも、たしか27年度の初めに経営改善計画たるものが出されまして、作文が議会の、議会といいますか、振興公社調査特別委員会に出されましたが、その際に、この文章を何回も見ていると。もう少し具体的な改革提案を出してくださいということで公社側に、社長にその改革案を戻した経過がありますが、その後、一向に出てこない中で今回の計画が出されました。

私、確かにいろいろな環境、条件があって、困難なというような説明もわからないのではないんですが、ただ、それはお客に向かって、あるいは利用者に向かって発する言葉ではないはずで、これは内部の問題で、お客さんは、利用者は常に動いているわけで、それは決して説明にはなっていないと。私、お聞きしたいんですが、これまで、今回は改革するという、これまで初めて今回この提案がなされるわけでないの、何年も、何年もやっているわけで、この間にどの程度改革されているのか、具体的に3つ、5つ、具体的に、ここがこうだったのがこうなったと物産館についてお聞きしたいと。あと、次の点についてまたお聞きします。

それから、この文章を見ていると、経営責任の明確化がなされていないということをつげられるように、逆に言うと経営の責任の明確化を図っていくと。これまでに明確化されていないから図っていくということになるわけで、一体こういう文章というのは民間であれ、第三セクターであれ、あり得るのかと。こんなことは当然明確化されているはずなので、なぜ今回、明確化させなければならないという表現になったのか、その

辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

最初の、経営改善から改革について及んだ内容の中で、どれほどの達成状況かといった内容の御質問かと思えます。

最初に、物産館につきましては、物産館全体としまして施設の管理、レストラン、販売、産直といった4構成で運営を図られているところでございます。

施設の管理につきましては、まず改革の視点であります経費の削減、これがなされましたと。また、適切な施設運営といったものについても、それなりの効果はありましたと。ただ、レストラン部門については、収穫及び売り上げの向上は見られたけれども、赤字の解消には至っていないといった状況でございます。また、販売、物販の部分でございますけれども、売り上げ、集客向上は達成しました。そして、地場製品の販売向上にはそれなりの効果がありましたということで報告を受けてございます。

産直部分については、収穫及び売り上げの向上ということで、一定の改革、改善は見られましたけれども、レストランの赤字部門の解消には至っていないといった状況でございます。

あと、2番目の経営責任の明確化についてでございますけれども、今申し上げましたとおり、経営全体を見ると経営責任のトップは社長でありますけれども、各部門の、いわゆる経営部門の責任者等々について責任を持った形で運営されているということが確認できなかったということで、そのような表現をさせていただきました。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 課長、今、例えば経費削減できた。あるいは、レストランの売り上げが向上された。物産の販売が達成した。これ、間違いないんですか。何に対してレストランの売り上げ、一方では売り上げ、レストランの、最初向上したと言っているが、レストランの赤字解消にはならなかったということで、向上されたけれども赤字は解消されない。赤字は別にして、売り上げは伸びているということで理解していいんですか。

また、経営責任の明確化という場合に、基本的にその部門、部門、これは内部の話で、経営責任者のことですよ、これは。経営責任者が全体を、いわゆる責任を持つわけで、各部門の責任者がそれぞれ責任を持っ

たやり方をされていないということでの今回の経営責任の明確化という  
ようなことでは、何か私達が委託する場合に、どこが本当の主たる経営  
者なのか、つかみかねるんですが、ここはそうしますと経営責任の明確  
化というのは内部における経営責任の明確化であって、大きな意味での  
経営責任ははっきりしているわけですか。そうであれば、誰か経営責任  
者になるのか。その辺について確認、答弁を求めたいと。間違いなくレ  
스토랑の売り上げなり、物の、物産の販売は伸びていると、達成して  
いるということでもいいんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

レストラン部門の売り上げでございますけれども、26年の状況ですけ  
れども、2,670万円ほどになります。それが27年の見込みでございます  
けれども、2,690万円ということで、若干伸び率がございます。その中  
で26年の赤字の実績でございますけれども、567万円の赤字でございま  
した。経営努力はいたしました、想定される赤字については27年は300  
万円ということで、本質的な赤字の解消には至っていないといったこと  
で報告を受けてございます。

また、経営責任の明確化につきましては、こちらのほうの資料、そし  
て御説明が舌足らずと申しますか、不足しておりまして大変申しわけご  
ざいませでした。経営責任については社長のほうにございますし、さ  
らにそういったことで各部門の責任体制ということでの表現が一番適  
当であったのかなということで反省してございます。ぜひとも、その辺、  
お含みいただきながら御理解いただきたいと思います。以上でございま  
す。（「物販についても向上しているかどうか」の声あり）

大変失礼しました。物販についての売り上げでございますけれども、  
26年については3,245万円ほど、27年の見込みについては3,660万円ほど  
を見込んでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そういう点では、売り上げ、レストランも、見込みで伸  
びたといっても、27年度ですと26年に比べて20万円、減ったよりは伸び  
ている。ただ、赤字が567万だったのが27年では見込みで300万円とい  
うことで、約半分ぐらいの赤字に縮小されているということで、それはそ  
れで評価できるわけですが、物産についてもほとんど同じぐらいの金額  
だということで、私、これが改革された中で出たのかなと。なかなかこ  
れは改革が主となって出た数字ではないんじゃないかと。数字的にはこ



ういう形が出ていますが、具体的にどういってこ入れをした、どういうことをしたという、そういうチェックもする必要あると思うんですね。最終的にはもちろん金額で追われるというのは、私たちも含めたこれ社会でございますが、ただ内容的に、この努力した成果が数字だけじゃなく、どういう取り組みがあったのか。その辺を具体的に私、お聞きしたいわけなんです。今課長から各部門の責任が明確でないということで、そういうところがはっきりしないというような言葉もあるようですが、ただ、代表とするいわゆる経営責任者は、個々の部門における改革がどう進んでいるのか、数字だけじゃなく、その仕事の内容についてもやはり明確に、これまで初めてやるわけじゃないと冒頭に言いましたが、何年間やっているわけで、そういう点では具体的に出す必要があると思うですよ。今回、いろいろいいスケジュールを並べておりますが、これはあくまで夢、希望であって、その夢、希望を実現するに当たってどういうこれまでの取り組みがここ1年されたのか。せめてこの1年だけでも具体的な取り組みをお聞きしたいんです、ぜひ。町長でもいいですよ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

まず、施設の管理部門でございますけれども、環境美化、維持管理、トイレ等の維持管理、計画的な修繕、販売とレストラン一体となった運営ということと、あわせて2階の有効活用ということで、具体的な取り組みをしております。

また、レストランについては、町内外セールス活動、広報、情報提供、効率的な運営、配置、そして弁当、仕出し販売促進、販売部門につきましては、丁寧な苦情対応、そして類似施設への研修派遣、産直につきましては、高需要作物の奨励、鮮度、適正表示管理と適正価格販売、季節に配慮した品ぞろえということで、具体的に取組んだ結果、先ほど申し上げたような内容になります。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

ここで10分間休憩したいと思います。その後に質問を再開したいと思います。

午 前 11時01分 休 憩

午 前 11時11分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 改革、計画案、町長のほうに提出されたということなん

ですが、その文面、議会のほうにも提出していただきたいなど。（「配付になっています」の声あり）

26年、27年度の産直友の会の14%の使用料というか手数料、それ、売り上げどのぐらいになっているのか、それをちょっとお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

平成26年度の実績ですけれども、14%手数料ということで1,893万9,000円の手数料収入になってございます。あと、27年度について、見込みでございまして、1,918万5,000円といった見込みでございまして。以上でございまして。

議長（石川良彦君） 8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） この数字聞くと、産直友の会におんぶにだっこしているのかなど。要は、今新しい瀬戸社長が行きまして、今物産館、先ほど質問もあったんですが、4時半にオーダーストップ、それで5時に閉店と。要は、全協の中でも社員の教育、そういう話、よく出ていたんですが、働いている人たちは、そうじゃなくても、なぜ6時、7時まで営業しないのかなど。本来は、おなかすいた人たちが、あの大きな駐車場に来て食べたいという人もいるはずなんですよ。この辺が何を向いてこの事業をやっているのかなど。お客さんとか、そういう人たちじゃなく、中だけの、そういう考えでいるのかなど。そこになると、やっぱり事業的な発想、そういうものがないし、そこで働いている人たちの労働意欲、なぜこんな時間にするんだと。もう少しやれば売り上げ上がるんだよと。そうすると、その人たちも一生懸命やったという充足感にもなるわけですよ。あるいは、このままではだめだ、何かいい案がないかと提案すれば、今までどおりやってきたから、それはそれでいいんだという、一方的に。だから、あそこの中は、要は社長、専務、あと下に働いている人たち、何かこの溝があるのかなど。それで、特別委員会の中で、あそここの事務所、物産館の中の事務所を、あれをドアというか、扉を外して、要は中が見えるような、お互いに、そういうものが必要なのかなど。いつ出てくるのかなど、その人たちは。中で何をしているのかなど。そういう声もあるものですから、その辺の考え方はどうなのか。また、そういうふうにしていただきたいと思うんですが、町長の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 事務所と売り場のドアの扉、これを取り除いてオープン

ということではありますが、いずれにいたしましても、その辺もしっかりと公社の方々と相談をしながら対処してまいりたいと思っております。この公社の計画的に金額が大変な、膨大な金額を動かしておりますので、あの職員の方々になかなか2人、専務と若い女の子おりますけれども、本当に、さらには宅配等々もやっておりますので大変な仕事の量が多いわけでありまして、あの辺、オープンにしているものか、悪いものか、その辺もあとしっかりと対処しながら、対処できるのであれば対処するように指導してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 要は、事業の中で商売という部分もありますので、第三セクターはその町の文化なり、いろいろな形の相乗効果を働くその形があるのかなと思うんですが、ただ、一方では、ある程度の売り上げも必要なのかなと。それがやっぱり5時で終わるとか、その発想、要はよそから人を呼び込む、そういう事業を、あるいは社長みずからトップセールスマンになって売り上げ計上していくとか、やっぱりそういう意欲が強くないと、ただあそこに来て改革、改革って言ったって、何を改革するのかなどいったら、働いている人たちをぎゅうぎゅう、働く意欲を反対にそぐのかなと、先ほど言ったように。この辺をしっかりと考えていただいてよりよい、あそこに来て働いている人、あるいはお客さんも、町外から来る人たちも、明るい物産館である、そういう方向に持っていていただきたいと思えます。その辺の見解だけ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） あの物産館については、本当に、今社長、昨年ずっと郡内のさまざまな企業なりを、営業を今ずっとしております。そうした中で、だんだん効果が出つつあるようであります。そうした中で、やはり物産館、快く来ていただくのには、やっぱり従業員の指導を徹底しなくてはならないわけではありますが、それら等も十分に口が酸っぱくなるほど朝礼などで言っております。そうした中で、あの大郷の道の駅、すばらしいと言われるように、さらに社長のほうにしっかりと議員の思いを伝えながら今後指導して、そして運営に携わっていただけるようにしたいと思えます。そしてまた、私も役員の人として、さらに強く要望してまいりたいと思えます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） では、まず本案に対する反対討論の発言を許します。10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 今回の物産館の指定管理について、反対のため討論を行います。

今まで何年間も改革、改革と言っても一切変わらない。まず建物自体が町のものであって、固定資産税も一切払わない、償却資産も払わない。その中で赤字経営、あるもんでないと。一般企業ならもちろん潰れているはずですが。それなのにまた5年間の計画出している。これは単年度でやって、それで結果が出なければかえるべきだと。そうしなければ、また同じ、続いていくと思う。そのために私はこの案に反対します。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。6番赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 道の駅については、全国にくまなく多数設置されておりまして、道の駅に求められる機能としては、一般質問でも述べておりますけれども、休憩施設としての機能、情報発信機能、地域連携機能の3つのほかに、最近では災害時の水や食料の備蓄等々の機能が必要とされております。

そのような中であって、本町の道の駅につきましては、公設民営の施設であり、利潤追求だけが目的ではないということも1つございます。でありますけれども、民営との類似施設のために競合化が避けられない状況であっても、より高度なサービスの提供を持続させる運営を行うことが求められてくるわけございまして、そのような観点から、やはり単年度ではなく5年間という期間の中で、今後ともそれらの機能を勘案しながら運営していただきたいということから、最低でも5年の期間で今後とも運営に専念をしていただいて、その機能を十分に発揮していただきたいということから賛成討論といたします。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論を許します。

賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 大郷町物産館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 賛成多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第14 議案第14号 大郷町開発センターの指定管理者の指定について

議長（石川良彦君） 日程第14、議案第14号 大郷町開発センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 同じような質問になりますが、この間、開発センターの改革については、本当に予算委員会なり、決算委員会でも、審査委員会でも議論されておりますが、どの程度改革され、それがその声に沿った形になっているのか、お聞きしたいと思います。それがいわゆる改革の姿が見えれば、今回の目標の計画も評価されるわけですが、同じようなことを書いて、同じように説明して何も進まなくて、また出すと。そうなれば大きな私は問題だということを改めて冒頭から申し上げて、この間における改革の進捗状況を明確に答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

開発センターの改善につきましては、達成状況ということで何項目かあります。例えば、赤字経営の脱却とか、あるいは商品開発等々ございますけれども、その中で達成できたといった内容については、施設の良好な管理運営ということでの評価だけでございます。最終的には改善といったものは見られず、赤字経営の内容であったということで確認をしているところでございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 施設の管理が良好だったというような表現ですが、良好という表現は、その目的の、開発センターというその施設の目的が達成されているという方向が見えてこそ初めて良好という言葉が出てくると思うんですが、私みたいな素人があの施設に入ってみて、何らその辺が

感じない場合には、果たしてそれが良好と言われるのか疑問なのですが、何を基準に良好というような表現されるわけなんですか。

私、それよりも、町で一旦、これ、引き受けて、全部整理して、当初の目的にといいいますか、とにかく今後、この開発センターをどうしていくのか、町自体が考えて、そしてその後起きる委託というような形にしておかないと、その辺が定まらない中で公社だけにこれをお願いしても、受ける公社側自体がなかなか見えてこないのではないかと思います。そういう点で、この案も含めて良好と評価している件、あるいは今後の考え方について、かなり私は無理があると思うので、その辺も、これ町長のほうの見解だと思うんですが、その辺についての答弁を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 今議員さんおっしゃるとおり、さまざまな事業に、開発センターに対して取り組んできましたが、やはり議員さん思っているとおり結果であります。今、ここで戻したらという話でありますけれども、今ちょうど昨年からことしも行ってきたんですけれども、振興事務所なり、県のほうに赴きまして、さまざまな町のプランを持って、今打ち合わせをしながらどのような、補助事業の対象にもなっておりますので、そうした中でどのようにしたら、あの部分を改革して、テナントを出す場合、どうしたらいいとか、さまざまな今相談に行っている状態です。そうした中で、今ここでそれらを踏まえまして、町としてもいろいろな方策を練って対処しているわけですが、まず県とも今、相談中ですので、そうした中で、いい方向に向けば早急に取り組まなくてはならないという思いもありますので、今回は公社をお願いして、公社を通じなければできない部分もございますので、そうした中でやはり今回は公社をお願いをして、そして今後、しっかりと改革を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 公社を通じなければわからないということは、何かこれちょっとどういうことだか。必ず公社を通じないで改革もできない、有効活用もできないと。これはちょっとおかしいんでないですか。町の事業で、補助事業であったわけで、補助事業の対象になっているからこそ、その当初の目的が一番理解されている町がこうすべきだ、ああすべきだということで、そのルールをもう一度敷き直して、その後において公社

に方向づけを示しながら委託していくというのが、受ける公社側としても私は一番やりやすいと思うんですよ。それが何、公社を通じなければわからないということは、それだけ補助事業をもらう段階で公社とのつながり、公社という位置づけが強かったということなんですね、町長。どうもその辺の理解がされないわけですが、最終的には、千葉議員が言ったように、何ら改善されなかったという理解が、これまで何回言っても改善されなかった。なぜ改善されなかったんですか。そこらが整理できないと、今回のこの計画もまた進みませんよ。なぜ改善できなかったのか。それ1つ。

それから、公社を通じなければわからないことがある。このこと1つ。

それから、もっと町自身がちゃんと補助事業の性格にのっとって県に指導を聞いてやるということですが、本当は提案する段階で、何年も前からこれ出ているわけですから、提案する段階できょう、県のほうに聞いて、こういう方向ですって説明すべきなのが、今、県にまだ相談中だと。こんな経過がまだ相談中で、わけのわからない中で受ける公社側自体も委託を受けても、どう手つけたらいかわからないんじゃないですか。こここそ町の指導性が大事なんです。その辺も含めて、3～4点について答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 私の舌足らずで、公社でなければだめだという話でありますけれども、それは誤解でありまして、町で独自でもできるわけですが、やはり管理は公社に委託したほうがいいのかなと思っております。さまざまな電気なり、いろいろな使用料等もございまして、そうした中で公社のほうにお願いしたいと。

今、そうした中で町としてもさまざまな改革について、先ほど申し上げました、いまごろかと言われましたけれども、今、県のほうで相談をしながら進めているところでありまして、いずれにしても県のほうの指導でどのように、町の要望を伝えながら今相談している段階であります。この開発センター、本当に町民の方々なり、さまざまな多くの町内外の方々が利用できるように、しっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、まず今回は公社のほうに管理をお願いして、そうした中でさまざまな改革を進めてまいりたいという思いでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の提案、私、今度こそは、今度こそはという期待の中で契約ごとに、この案件については、そういう前向きな形で賛成してきたと私なりに思っておりますが、これ、去年、あるいはおとしも、さっき物産館の件でも話しましたが、いつでも改革を求めている中で、それが進んでいないと。私、さっきの物産館については、そこには産直までいろいろな形で、かなり経営改革されている、赤字も減っているということで認めましたが、今回については、ほとんど何も改革進んでいないと。ましてや、今町長に伺っても、町がどのようにそれを使っていくかという方向づけさえ示されないと。せめて方向づけを示しながら一緒になって公社とこの改革、改善を進めていくと。有効活用を図っていききたいという中での具体的な案も示されながら委託かけられるのならわかるんですが、何もなく、ただ公社を通じなければ、公社の経験からして、そこに委託したほうが物事が順調に進むと思われるような答弁の中で、果たしてこれがまた繰り返されることが続くと。そういう点では、私、公社の悪い云々じゃなく、町の責任とした1回、1年間、これを町が管理し、町の責任で整理して方向づけを示して、そこで新たに公社への管理委託をするほうが一番改善的には進むと。それが、本来町が立てて、町が将来を見据えた中でつくった開発センターであり、一番の有効活用が図られるという期待を持ちながら、今回の公社への委託については反対をさせてもらいたいと。そういう意味での討論にさせてもらいました。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 大郷町開発センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第15 議案第15号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定について

議長（石川良彦君） 日程第15、議案第15号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これも本当に期待した集合宿泊施設ということで、当初は砂上の楼閣ではないかということで、当時のトップに大分このことについての討論を挑んだ経過があるわけですが、つくってしまえば何とか利用を図りたいと、あのどかな施設の中に魅力を感じて泊まってくれる方々の期待を込めながら、このごろについてはあえてあまり厳しい反対討論をしたこともないんですか、しかしやればやるほど赤字続きだと。ましてや、そっくりくぼみに入ったような、せつかくいい場所でありながらくぼみに入って、あのいい環境が生かされないということで、よくある委員からは、ある委員というか、ある数名の委員からは、もっとガラス窓、それを大きくするなりなんなりして提案されながら改善を求めてきた経過があるんですが、結果的に何も進んでいないと。最終的には民活、民活、民営に、さらなる、いわゆる公社だけでも民営なんですね。そういう点で、その改善計画が進んでいない。なぜ我々の要求が通っていないのか。そのことについて、町長、答弁を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） あの事業は補助事業でございまして、今ここであの建物等々を、さまざまな議員さんの、今回もございました。窓等々ございましたけれども、補助事業の対象でありまして、なかなかそこを改善することは困難でございます。さらに、もしどうしてもということになれば、さらなる協議等々が必要でありますけれども、いずれにしても今はまだ大幅な改善ができないというのが実態でございますので、御理解いただければと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 夕日の見える丘ということで、かなり発信している地域ですが、もちろん天気の良い日、あるいは夕日の見えない日も多くあるわけですが、しかしレストランから、あの場所から食事をしながら夕日

の見える丘を文字どおり満喫できる、そういうスローガンが、実際それが広がれば、私はもっともっと集客的に可能な場所だと思っております。そういう点で、あえて今の場所を手を加えなくとも、あの場所にせっかく施設あるわけですから、雨の日はあそこで使ってもらおうと。もう少し別なものをつくりながらも、そういうせっかくの宿泊施設もあるところを、あの場所を有効に使うということも考えるべきだと思うんですが、どうもそういう手も打ってこないと。

確認したいんですが、補助事業の第何の何でこれが手つけられないのか。せめて、国自身も多分、内容的に有効活用するという前提の中で、これが結果的にこういうところが問題あったので、これを改善して、より集客力を上げていくというようなことになれば、それは当初の目的から逸脱しない限り、そんなに国自身もこの補助事業に対する、改善計画に対しては問題はないと私なりに思うんですが、どこの何が問題で、それが改革、改善するのに支障を来しているのか。具体的なこれまでの経過があるわけでしょうから、県、国に聞いて、その内容が確認されて今答弁されていると思うので、その確認されている実態についてお聞きしたいと。それが明らかになったことによって国会議員なり、いろいろな関係との、私なりにルートでその改善を図っていきたいと思いますので、何が支障を来しているのか、補助事業の中で、その辺、具体的に説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

縁の郷につきましては、平成12年、やすらぎの交流空間整備事業ということで、国庫補助金が1億540万円つぎ込まれているところでございます。こちらにつきましては、補助事業の対象施設ということで、転用は基本的には不可能であるということですが、内閣府の通知によりまして、弾力的な取り扱いができますよといった通知を受けているところでございます。

その弾力的な運用というのが、10年を経過した財産処分等々についての内容でございますけれども、御質問にあります改修なり、転用なりといった部分については県を通じまして国との協議が必要ですし、その協議を経ながら、要するに地域社会に貢献するような内容であれば転用を認めるといった、あるいは修繕を認めるといった内容でございますので、今後、こういった細かい部分について協議が必要ということで、県・国と確認しているところでございます。以上です。（「どこにどうそうだ

んして駄目だと言われたのか」の声あり)

議長 (石川良彦君) 改善できないのかという発言と相違するという事は、  
じゃ、この点について、町長

町長 (赤間正幸君) 私、さっき補助の対象で返還求めるという話ですけども、これ内部の協議の中での話でございまして、内部です。私、あえてその件について国会議員等々との相談はいたしておりません。がしかし、今後は、今、本当にあの位置が私なりに、あそこに窓があればとかさまざまなこと、付随したものがあればなど思っておりますので、今後相談をしながら、補助金の返還などを求めないのであれば、対処できるように努力をしてまいりたいと思っております。

議長 (石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 要は、議会からの提案なり意見というのが、今の説明聞いておりますと内部で終わっているんですね。担当課長は改修、転用、転用ではないんです、私、改修ですからね。転用はまるっきりこれは違うんだ。その目的は変えられないんですから改修ですよ。10年過ぎれば弾力的に取り扱うことが可能と国で言っていると。それを国に相談もしないで、内部で難しいだろう、補助事業だということ。そんな何の努力もないんです、それでは。そんな中でこれ提案ですか。何の努力もしないで、検討だ、改善だ言っても何もされていない。そんな、私、対応についてはどうも歯がゆいですよ。もう少し、せめて国から言われてこうだというのなら、内部の協議で、わかっている方が内部で協議ならわかるんですが、わからない人たちが内部で協議して、最終的には答弁聞くと、国では弾力的な取り扱い、10年過ぎれば認めると。そう言っているにもかかわらず、どこにもそれ言っていない。そんな話ありますか、町長。何でそういうわからない中でこういう提案してくるんですか。詰めた中で提案しなさいよ、もっと、町長。お願いします。答弁。

議長 (石川良彦君) 答弁願います。町長

町長 (赤間正幸君) 今日まで縁の郷の運営につきましては、いかに客を呼び寄せるかということでさまざまなPR、営業等々をしてまいりました。さらには、この改善については、やはりその辺については主だった部分もあります。ただ、やはり私とすれば、赤字を解消するには、いかに人を呼び寄せるかだけで、さまざまな営業をしてきたのみでありまして、いずれにいたしましても、今後は改善をしながら営業をしてまいりたいと思っております。よろしく御理解いただきたいものだと思います。

議長 (石川良彦君) ほかにございせんか。8番高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 千葉議員の質問に対して今、町長の答弁聞きますと方便かなど。要は、集客を図る、売り上げをアップしていこうと、赤字じゃなく、その方向に全然考えようとしていないんじゃないですか。住民バスも、あれだけ町民のクレームがあって、再三、それを曖昧に対応したためどこに行ったかといったら、民間事業者に行ったわけですよ。

この縁の郷、先ほども、常に私よく言っているんですが、夕日の見える景観のすばらしいところに立地していると。ただ、その窓が小さいと。それは私は5年間とっていたんですが、この間の答弁を聞きますと、10年間でそれをある程度改修もできると。転用じゃないですから。まるっきり壊して違うものを建てるとか、もう用途、地目をまるっきり変えるとか、そういうのじゃないんですよ。改修工事。誰がこの事業に対して反対を唱える人がいるんですか。そこは、国の補助事業でやったものをよりよく、効率よいものにするためには、まず道路の整備と街路灯の設置、それから窓、これをやったらお客さん来ますよ、町外からも数多く。あるいは町内の人も。ただ、それを町長みずから拒んでいるということはどういうことなのかなど。反対に民間を入りたいのかなど。そういうふうに考えられてもしょうがないですよ。その辺、もう一度。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 私は全然拒んではございません。1人でも多くのお客さんが利用できるように努力をしているつもりでございます。さまざまないろいろなところに行って縁の郷のPRをしているのが実態であります。全然拒んだことはございません。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 税金で建てた施設、いかにいろいろな人に利用してもらうかと。そのためにこの道路、あそこに行くのに怖くて行けない、そういう声も聞くんですよ。今度つくろうとして今始まっている希望の丘線の道路、それよりもこういうものにやるべきかなと思うんですよ。考え方がちょっと違うんじゃないかなど。今質問の中、町長の答弁、まるっきり、いかにつくったものを有効利用に、また税収を上げるためにどうするかと。町長の答弁を聞いていると、前向きにやるよという話が全然伝わってこないし、曖昧にして、また民間に持っていくのかなど。再度見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） あの施設については、前向きに取り組んでおります。町内外の方々、特に町内の団体の方々なり、さまざまな方々に声がけをし

て、利用していただくように宣伝をしているところでありまして、私は全然曖昧でもなく、しっかりと取り組んでおります。議員さんもよろしく御利用いただければと思っております。

議長(石川良彦君) 道路というか、進入路とかの提案もあったわけですから、それに対して一言、お願いします。

町長(赤間正幸君) あの進入路については、議員の一般質問等に答弁しております。そうした中で街路灯の設置ということで前向きに取り組むということに答弁しておりますので、それは御理解いただいたのかなと思っております。道路につきましては、やはりあの縁の郷、あのような道路に入って行って、あのすばらしい建物、そして景観があることによって驚きがあるのかなと。そうした中で実感を得るなど。ただ、残念ながら街路灯がございません。街路灯については、一般質問の答弁いたしましたとおり、今後協議しながら検討してまいりたいと思っております。

議長(石川良彦君) 高橋重信議員。

8番(高橋重信君) 町長、今私が言った三点セット、これいつごろまで町長の頭の中で実行しよう、あるいは計画、完了するか、その辺のちょっと意向を聞いて質問を終わりたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長

町長(赤間正幸君) それぞれの諸問題等につきましては、できる限り解決をしてみようように努力をさせていただきたいと思っております。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番(大友三男君) この縁の郷の改善計画というのがここにあるんですけれども、この中にもやっぱり経営責任の明確化ということがありますけれども、この間の全協の中でも私ちょっとお伺いしましたけれども、平成24年、そのときのダンプの運転手の方々の宿泊料の件やなんかもちょっとお話出ましたけれども、それが何年かたって去年の9月、9月になってやっと裁判のほうに云々かんぬんという話出ていましたけれども、その中で現社長の答弁として、私、3月から就任したので中身、なかなかわからないような発言、そういうような趣旨の発言がありました。その中で私、そこに6年間、そうですね、6年、専務として、要するに会計責任者として、その中にいらっしゃる方がいますけれども、その方はもう6年間やってきているので、そういう内容は把握しているはずだと。社長と同じぐらいの責任を持ってやっているはずの方がそこにおられるのに、なぜ私はわからないから、私にはあまり責任がないような、そう

いう趣旨の発言をされた。そういう方が今現在の社長になっているわけですよ。そういう方がこの中での改善計画の中で経営責任を明確にするというようなことがあります。7割出資している会社の社長でございます、この方は。やはり、先ほどもありましたけれども、人選に当たって、大株主である町がやはりきちっとした人選を行いまして、さらにその7割出資している大株主なので任命責任というのもし生ずるんじゃないかと私は考えるところなんですけれども、答弁をお願いします。どのように考えているのか。

議長（石川良彦君） 基本、町で社長を任命するわけではないんですが、株主の立場で。答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 私の任命責任者は全く発生いたしておりません。ただ、株主総会で社長の決定をいたします。そしてまた役員会等でもお決めになるということでございますので、いずれにいたしましても、先ほどの議員おっしゃったわからなかったと。それは就任当時、内容等については、やはり口伝えよりも、しっかりと自分なりに調査をして取り組んだという経緯だと私は理解しておりますので、その辺は社長についてからすぐ対処というわけにはなかなか難しかったのかなと思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませつか。10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 今の関連なんですけれども、結局縁の郷の宿泊未収金訴訟の、実はここに取締役議事録あるんですけれども、これ誰が、これだけ、3ページで受け取ったのか。事務局さん、わかりますか。議事の…、「公社の会議録ね。特別委員会で要求した会議録ですよ」の声あり）これ、どこから出てきたのかなと。（「公社からであります」の声あり）公社から、3ページだけ。（「ですよ」の声あり）3ページだけ。（「そのとおりであります」の声あり）

公社から出てきて、町でどう考えるかわからないけれども、これ見ると、もっとあるはずなんだ、ページ数が。中抜けているはずなんだ。これつながらないですよ、見ると。それで経営改善計画とかなんかって今言っていますけれども、本当にやる気あるのか、ないのか。これつながらないですよ。これ、1ページ目と2と、3ページだけでないですよ。もっとあるはずですよ。これが結局ここにページ数になっているやつを公社で出したって。それはどういうふうに確認とっていますか。執行部。

（「担当課は行っているの。企画には行ってるな。公社からの特別委員会に来た会議録の写し、来ているわけですが、それ企画に行っています

か。農政商工課には行っていないようですが。見ていなければ誰もわからないはずなんです。特別委員会で公社に要求しているんですから、公社で直接事務局に届いています」の声あり) これ、つながらないですよ。見てみますか。

議長（石川良彦君） 見ていなければ見ていないで、じゃ企画財政課長、答弁願います。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

2月2日の臨時株主総会の議事録かと思えますけれども……(「8月12日の取締役会議の」の声あり) すみません、それに関しては手持ちにございませぬ。

議長（石川良彦君） 10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） それはもらっていないということですね、執行部で。ただ、これを見ると、つながらないですよ。ちょっと見ますか。

だから、こういうものを公社で出してくるということ自体が本来、本当に改善計画がやる気あるのか、ないのかということなんです。こういうものを隠すということは、何か見せたくないものがあると思うんですよ。それが本当にここにあるとおりに、経営責任の明確化とか、雇用創出とか、こういうものは本当にやる気あるのか、ないのかということ。だから、そこに委託すべきなのかということなんです。

議長（石川良彦君） 高橋議員、その会議録の写しについて、これ以上のものあるということの内容の御発言、御質問だと思うんですが、その件については、特別委員会で要求した文書なので、特別委員会、議会のほうで改めて公社のほうには確認をさせていただきます。そういう高橋壽一議員の捉え方ですが、そこは確認させていただいてからにしたいと思いません。高橋壽一議員のその考えのもとで公社に対するいわゆる不信感的な考えをお持ちでございますので、そういった公社で指定管理者は大丈夫なのかという趣旨の御発言、質問と受けとめて、その件についてだけ答弁をいただきます。

答弁いただきます。町長。

町長（赤間正幸君） 特別委員会の議事録、中抜けになっているという話でありますけれども、特別委員会の議員であります議員さんが一番わかっているのかなと思っております。いずれにいたしましても、そのような中抜けになったということに対して大変私なりにも遺憾に思っております、実態とすればですけれども。ただ、やはりさらなるしっかりとした対応できるように指導してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣議員。

9番（石垣正博君） 今までのお話、いろいろ聞いておりました。町長の答弁で前向きに取り組んでいるという言葉、いや本当に私はそう思わない。なぜならば、その場限りのいろいろなことをやっているんじゃないかなと思うんですよね。例えば、あそこのチーフだったある人が、どんどん自分で開発をしていろいろなことをやって、そして売り上げを伸ばしていた。それが公社のほうにすぐに、何ていうの、公社のレストラン、あそこが人が足りない、または物がどうしても悪い。だから、その人を急遽、その辺、かわってほしいと。でも、1年、2年、あそこで一生懸命頑張っただけで、それに対して、それをまたかえる。トップの食事をつくる人がそういうことでは、私は行き当たりばったりとしか思えない。

じゃ、課長にちょっとお聞きしたいんですが、あの前のレストラン、縁で売り上げ、どのように推移しているのでしょうか。そのレストランの売り上げ、縁の。それが多分上がっていると思うんですが、その辺の数字をお知らせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

パストラル縁のレストラン部分につきましては、こちらのほうで報告いただいている人数ですけれども、平成26年については8,980人、そして平成27年については、まだ中途ですので計算はできておりませんが、それよりも落ちているような形で中間で上がっております。

また、売り上げ等についてでございますけれども、平成26年については994万円ほどになってございます。27年の売り上げについては、まだ詳細は受け取ってございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） ここで昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 会議を再開いたします。

9番石垣議員。

9番（石垣正博君） 何でもそうだったと思いますけれども、人を寄せるというか、人が集まってく、交流人口をふやすというのは、これはやはりその人だったり、またはその料理ですよね。料理人がどうなんだということ。これは非常に大きな問題だと思いますよね。ですから、それ



をいかにするか。それを常日ごろ、あっちに行け、こっちに行けという、物産館の社長さんがそう決めるんでしょうけれども、その辺を見て町ではどういう指導をしているかというのが問題なんでしょう。7割の出資をしている町が、いろいろのうわさを聞いていると思いますよ。それを聞かないふりして、やらないのか。それとも、それ以上に口出しをしているのか。そこが問題なんです。

ですから、今まさに縁の郷では逆に人が多くて、2人ほど物産館のほうに出向しているんですか。私はわかりませんが、それもちよっとお聞きしたいんですが。それじゃ、その残りの3人で今、あちらでどういう経営をなさっているのか。それで、こちらに2人来たといいますか、それはこちらで多くならないのか、人が。物産館ではどうなんです。今、2月、3月、そんなに忙しくない。要するに、人事計画というのが全くなっていない。だから、そういうことになってくるんじゃないですか。入れるとき入れる。それがそのまま人が多くなってきている。やれませんか、これ。人件費に皆食われるんじゃないですか。そういうことを考えないで人を入れている。人をどんどん入れて、あとはどうするかわからない。赤字である。それでは経営ではありません。

そういうことで、先ほど言いましたが、今どういう状況なのか、それをお伺いしたいと思います。と同時に、私は今まで皆さん、お話のあったその施設、施設をする、またはどうするんだとか、いろいろ話がありますけれども、やはりもっと外の環境を見なければだめなんですよ、人を集めるには。ただ中を変えよう、それだけではだめです。やはり外をもっときれいに。これは物産館も絡めてですが、もっと桜の木を植えたり、花というもの、これをふやしたり、そうやって環境を変えて人を引っ張っていくんです。そういうことを株主である筆頭の町長がしっかり指導しなくてはいけない。社長がやらないんじゃないか、それはやるように、それが株主の役目じゃないですか。私はそう思うんです。

縁だってそう。あの道路、道路の脇、どう。あそこに1回、一般質問で桜の木を植えたらどうですか。あそこを観光化したらどうですかという話しした。桜の木は管理がかかるから。当たり前ですよ、金かかるの。けれども、人を呼ぶためにはそういうものが必要だと、前もって。そして人を呼ぶんでしょう。先行投資じゃないですか。それもしないで、どうにもならないと私は思いますよ。それで改革。皆さんからそういう案が上がっているんです。何で改革なのやと。そうではありません。そういうことで、先ほどの縁はじゃどうするんですか。今どういうふう

になっているんですか。今後どういう計画なんですか。その辺をお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 人事の件でありますけれども、やはりこれは社長が経営に携わって第一線でやっておりますので、社長の考えで人事をやっておるわけであり、さらにはさまざまな資格を持って経営していると思いません。そうした中で、私も筆頭株主だから云々ということでもありますけれども、役員会なり取締役等にはさまざまな意見等を述べているのが実態であります。

あの辺の桜の件でありますけれども、あそこにはちょうど向かい側にすばらしい四季の丘、すばらしいさまざまな木を植樹したところがございます。あの辺などを見学してから、桜以上に四季、春夏秋冬を通して見学できる場所があるのですばらしいなと思っておりますので、あの辺で一緒に併用した考えで進んだほうが、今までもそういう思いでさまざまな宣伝しながらきたわけですが、それら等をさらに宣伝しながらすることによって、縁の郷のほうがずっと客寄せに効果があるのかなと思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。（「今後の縁の人事の体系、それ聞いていないかな。どういうふうに持っていくのか」の声あり）

じゃ、続けて答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 人事につきましては、私云々言いませんけれども、ただ職員があっちに行ったり、こっちに行ったりしているという意見でありますけれども、それは余剰人員削減のために必要に応じて配置をしているのかなと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今がだめだから私は言っているんです。だめでなければ誰も言いませんよ。みんな、ああ、すごいよな、人が入って。それで、今、何ですか、町長。余剰人員、余剰人員生じているからいろいろやっているんだって。余剰人員なの、今。詳細見て。そういう余剰人員をなぜ許していますか、町で。違うでしょう。やっぱりその辺の考えをもっと、人事計画なり、資金計画なり、そういうのをしっかりとやって経営なんでないんですか。もっとやっぱり考えてほしいと思います。それで、やはり縁の郷の観光化というものを私は目指してほしいと思いますが、もう一度町長にお話をお聞きして終わります。

議長（石川良彦君） 再度答弁願います。町長

町長（赤間正幸君） 私、余剰人員と申し上げましたけれども、ちょっと舌足らずだったなと思っておりますけれども、やはり公社のほうが忙しい、大変な、2階の宴会場等々が忙しい場合には手伝っていただいているのが実態でありまして、そういう場合のお客さんに迷惑をかけられないということでお願いしていると思っております。さらに観光化でありますけれども、あの四季の丘を通じながら、あの縁の郷をぐっと厚くしていったほうがずっといいのかなと思っております。いずれにしても、石垣議員もすばらしくチューリップ等々、私もメンバーになりましたけれども、1年やったわけで、すばらしい修景があったわけでありまして、2年でしたか、2年もやったようですけれども、残念ながら3年と続かなかったわけでありまして、今後あのようなさまざまな施策、仕掛けを通じまして、さまざまな客寄せに努力するように指導してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 議案第15号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定について、反対討論をいたします。

夕日の見える丘、景観の良好な場所に立地している縁の郷、集客増を図るために道路の整備、街路灯の整備、レストラン内の大きい窓の設置をすることを早急に取り組むべきと切望します。28年度の取り組み方に対して反対討論といたします。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第16 議案第16号 平成27年度大郷町一般会計補正予算（第9号）

議長（石川良彦君） 日程第16、議案第16号 平成27年度大郷町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、8ページの繰越明許について。この中で7款の土木費の中で2項町道新設改良事業が入っておりますが、この内容について、これ希望の丘山中町道線なのかどうかも含めて内容についてもう一度説明をお願いしたいと思います。

それから、19ページの農地中間管理機構の歳入の19ページ並びに歳出の38ページに農地中間管理機構の関係で579万円の減額が計上されておりますが、いろいろお聞きしますと、27年の12月でしたか、国のこの農地中間管理機構の法的な改正がありまして、大分内容が変わり、どちらかというとな前貸し的な性格を帯びた内容になると聞いておりますが、そういう中であって極力、今回のこの減額ではなく、この予算を消化するような働きをすることによって、以前の条件にかみ合った協力金の支払いが可能ではなかったのかと思うんですが、新たに今回改正された内容等含めて、なぜ今回、このように減額になったのか、その理由などをお聞きしたいと思います。ある生産団体のお話、団体代表のお話を聞きますと、しばらく前から申請していても何か進まなくて、いまだに認可をしないというようなことも聞いておりますが、その辺の状況について何が問題で進まないのか、そういう方々が以前から手を挙げていても、今回の改正によってマイナスにならないのか、その辺も含めてひとつ答弁をいただきたいと思います。

それから、42ページに■■■■団地の造成工事が今回、42ページの第4項住宅費の中で2目の15節で工事請負費が323万4,000円、■■■■団地工事ということで計上されておりますが、後に提案される予定の1億数千万円の契約の、この■■■■団地の造成とどのような整合性、関係があるのか。本来であれば、造成工事ですから1本で本来記すべきではないのかなと思うんですが、このような小出しの提案というのはいかがなものなのか、その内容についてお聞きしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） お答えいたします。

まず最初の8ページ、繰越明許費の7款の2項の道路橋梁費の7,970万8,000円の件ですけれども、これについては、山中希望の丘線等の予算等は一切ございません。それで、上戸線、先日舗装工事発注しましたけれども、それらの件と新田線の関係の道路の繰越明許費でございます。

あと、続けてですけれども、もう1点、今、一番最後の質問ですけれども、42ページの住宅費、2款町営住宅建設費15節の323万4,000円の件でございますけれども、今の補正、これはなぜかと申しますと、同じ住宅の補助事業で山中団地の沈下建物の補修をいたしました。それで、その分の請差が生じました。当然あそこも社総交でやっている補助事業ですけれども、その補助交付金がこちらの造成工事のほうに流用というか、使っていいということで県のほうからありましたので、その見合い分、こちらの■■■■団地の造成工事の事業費に反映させたものでございます。ですから、関連しまして、宅地分譲のほうの造成工事のほうも増額になっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

農地中間管理事業の集積協力金の関係の減額でございますけれども、こちらのほうの減額の取り扱いとしましては、27年度分としては県のほうの財源的な理由があるんですけれども、12月まで農業委員会に出した分だけを採用するということですので、その部分を精算すると579万円の減額となるところでございます。

また、中間管理事業につきましては、27年の7月、8月から掘り起こしをしまして、生産組織なり法人等に御案内申し上げて協力金の見積もりを実施したところでございます。その中で改めて12月まで間に合わなかった内容としましては、未所属であったといった内容とか、あるいは遠い将来のことですけれども、転用の農地があるということで手をおろした方も現実にあります。また、期間が10年ということで辞退された方も最終的には12月の段階で確認できましたので、その内容の分だけどうしても補正としておろさざるを得ないといった状況でございます。

また、28年度になりますけれども、先ほど12月、あるいは1月といった部分で中間管理事業の内容が変わるといったお話、頂戴しましたけれども、こちらにつきましては、町としては県からその内容、方向性をいただいたのがことしの2月12日でございます。改めてその辺の事情を、

2月16日だったと思いますけれども、お聞きし、中間管理事業の変わった点をお話し申し上げているところでございます。

こちらのほうの内容につきましては、従来の中間管理事業を通せば協力金の対象になるといった内容から、実際に担い手が持っている面積の純増部分、いわゆるプラスになった部分しか対象にしませんといった内容に尽きるところでございます。また、その大きな内容としましては、県のほうの中間管理事業の基金が枯渇しているということと、あと国側から示された内容が財源のほうを緊縮しているので、この内容でしかお渡しできないと、いわゆる純増部分でしか吐き出しというか、県の基金のほうに充当できない旨を1月に頂戴し、県は先ほど申し上げたとおり、2月12日に市町村にそのような情報を伝聞したといった経緯でございます。

以上のことから、27年度と28年度については取り扱いが大きく変わるものですから、減額の内容で影響を受けるのか、受けないのかとなれば、影響を受けると言わざるを得ないといった状況でございます。

また、地域協力金の確定する交付金の単価等々については、3月下旬から4月下旬ごろ、県のほうで改めて示すとしているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長、（櫻井孝則君） ちょっとすみません。先ほど沈下している住宅を私、今山中団地と言ったんですけれども、希望の丘団地でございます。大変申しわけございませんでした。の2棟分です。すみませんでした。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 希望の丘ね。いつ山中団地になったんだったかなと。

課長、何か、ここで予算消化すれば、かえって別なほうで減額するかと思ったんですが、さらに増額になるというような説明だったんですが、事業費、新たに。かえってここで流用して300万何がしをその造成に回せば本来、今回出されるであろうあの事業費は減額するというのが私、普通かなと思ったんですが、増額という言葉はどういうことなのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、この管理機構、これは町が幾らあれしても、国が金ない、県が云々ということでしょうが、しかしあれほどまで重い腰を上げるように農家に30万円、50万円、70万円、あるいは2万円、1万5,000円ということで、それも30年までということ明確に示していたのが、なぜこのようにいろいろころころ変わるのか。あまりにも農家を、ここで言

うばかにしているのではないかと。本当にT P P対策なのかどうか分かりませんが、T P Pで足腰の強い農業をつくっていくんだと言いながら、一方で、この間までやってきた事業がこのように変わるということは、何を国に対して信用という言葉を私たちは持っていったらいいのか、本当に憤りを思うんですが、これは担当者というよりも、町長として、町民の代表者として、このようないわゆる減少、マイナス減少を受けざるを得ないという、こういう状況になっている中で、トップとして何らかの形でやっぱり声を出さないと、私は田舎自治体は何でも黙ってありなのかなということになってしまうと思うんですが、町長、その辺について、改めてこの中間管理機構の今回の改正についての町長なりの見解を私、求めておきたいと思います。以上、2点についてお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） お答えいたします。

この■団地の造成工事でございますけれども、平成27年度、あとそれから28年度で計画しております。当然、今年度の事業費はこちらの予算で確定しましたんですけれども、先ほど言ったように、希望の丘団地の改善事業交付金のほうから147万円ほどの交付金ベースで余剰金が出ました。その見合う分の事業費をこちらに持ってきたわけですが、今言いましたように、28年度も継続事業であります。それで、今回、追加提案になっていきますあの造成工事ありますけれども、それはほんの一部でございます、あとこちらのほうも繰越明許のほうに全事業費のほうを載っておりますけれども、ということで幾らかでも今年度事業費、枠あるうち全額いただくということで増額補正したものでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今回の国からの中間管理機構を通したさまざま制度があったわけですが、本当に2月12日に大幅に見直しになったということで大変、私なりにもかなり一生懸命取り組んできた方に申しわけないなと思っているところであります。いずれにいたしましても、本当に国の制度に積極的に協力しようとして、それぞれの組合なり、組織なりが町に来て一生懸命相談をしながら進めてまいったところでありまして、そうした中で本当にしっかりと足を切られたような状態になったわけがあります。

ちょうど先週、ある代議士の市町村を考える会という会議に私参加いたしました。その中で東北の農政局の局長が来ておりまして、そこにち

ようどある市長が最初からこの問題に触れまして、もう強く要望しながら、意見を述べながら、農政局長がもうどうにもならなくなったような状態でありましたけれども、今後さまざまな市町村会、あるいはまた町村会を通しながら積極的に働きかけながら、本当に今回、T P P 対策にとらわれず、今後の日本の農業、ひいては大郷の農業をしっかりと守るような対応ができるように要望活動をしてまいりたいと思っているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、1つ、農村地域でいろいろな総合戦略で今回、企業進出とか、企業誘致とか、あるいは定住化言っているんですが、そんな中でも総合戦略そのものも、あるいは一生懸命、たかが、でも28年度は3,000万何がしというような大まかな数字で、わずかな金額のようですが、それにつけても本当に町がそれに向かってこういう事業、町やりますと言いながら、一方でどこらまで信用していいのか。その総合戦略さえも選挙目当てであって、私なりに思うには、いつそれが消えてしまいかかわらないと。このような中で本当に農業を基盤とするこの本町がどこにも救いようがなく、いろいろ問題ありますが、この中間管理機構のお金にすぎりながら担い手を育成するなり、集団化を図るということで進めてきた事業が、そこにまたいろいろ具体的に、まだ将来の方向性が見えていないわけだ。いわゆる28年度から変わるといっても具体的に見えていないと。そういう中であって、今作付が始まろうとしています。そういう猫の目というよりも、何ていうんですかね、本当に、わけのわからない農政をやっぱり厳しく、町長としても機会あるごとに国のほうにぜひ声高に、ときには首長の代表になるぐらいで頑張って郡内のトップを切ってぜひ意見を吐いてほしいと思うんですが、その見解について改めて町長の姿勢を伺っておきたいと。

私、本当に、この総合戦略も含めて、果たして何信じたらいいたと。せめてその期間までやって、そこからその後についての変更については、まずそこまで明記していないから仕方ないということもあるんですが、明確に示しておいて、それが事業の途中で変えていくということになるようなことになれば、あらゆるものが私、不安になってくると。今回の議案第2号でも、いわゆる東京都心の方を呼ぶ、そのために財源減ってくるものを交付税でよこすと言いながら、果たしてそれが来るのかどうか。協力したところだけ残って、最終的には自分たちの財源が逼迫するような状況になったんでは、これは大変な、ぜひ町長のそういう点



での強い意気込みを改めて確認しておきたいと思います。よろしく答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 本当に議員おっしゃるとおり、T P P 対応かなと私も思ったところであります。本当にT P P そのものも農政局から言わせれば、農業には全く影響がないというような発言をしております。がしかし、大変な影響を及ぼすなということを思っているわけでありますが、いずれにいたしましても、我々も、私1人でもさまざまな議員の皆様、国会議員の皆様方にさまざまな農業問題を、事情を話ししております。そうした中で、さらにさまざまな町村会を通じながら、本当に農業がしっかりと安心して経営ができるような対応をするように強く要望活動をしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 13ページの歳入で、町民税で個人、法人、あと固定資産税とかなり補正でプラス、10数%プラスになっております。あと、地方交付税で1億円のプラスの補正になっていますが、この辺の背景というか、なぜこうなっているのかという御説明をお願いします。

あと、32ページの社会福祉費、第3款民生費の社会福祉費の中で、委託金で臨時福祉給付金システム業務委託として548万円、これ説明されたかもしれないけれども、すみません、聞き逃したので。これ19の臨時福祉給付金も金額載っていますけれども、これ65歳以上の人に3万円を給付するよということなんですけれども、これはどれくらいの対象者があって、いつころ実施できるのか。

あと、34ページの児童福祉費の中に子ども・子育て支援システム改修業務、あと負担金補助で子育て世帯臨時特例給付金、これはマイナスになっているんだな。このシステム改修というのは具体的にどういう改修をするのか。今、子育て支援でひとり親世帯の補助をするよということになっているんですけれども、それにまつわるのかどうか。もしまつわるのであれば、それは大郷町でどのくらい対象者がいるのかどうか。よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（残間俊典君） お答えいたします。

それでは、13ページの歳入、町税関係でございます。町税関係の補正につきましては、歳入部分、今回当初予算以来の補正ということでございますが、当初予算計上時といいますのは一昨年11月末ごろの現在で、

ある程度の課税客体を見込みまして収入の予算を計上しておいたわけですが、最終的に年度が明けてきて課税が確定したというところで今回、最終補正ということで現在時点の状況を見ながら、収入の現在の状況を勘案しまして予算の補正をしたわけですが。

まず、法人関係につきましては、平成26年10月1日以降の税率の引き下げを想定して若干の減額で見込んでいたわけですが、思ったよりも業績の低下がなかったということで、税率の引き下げ分の影響を上回る税収があったということで今回、増額の補正にしております。

それから、固定資産税につきましては、27年1月1日が評価がえの年でございました。暮れの段階では評価がえの成果がまだ確定しない段階であったということでございまして、その辺も未確定の中で若干の減収が見込まれるような当初予算でおったわけですが、その後、評価がえが確定しまして、最終的には6,500万円程度の増額の補正が上げられるようになったというものでございます。

軽自動車税につきましても同じでございまして、確定が4月1日の賦課が確定ということでございまして、現在の状況を見極めまして今回、このような増額の補正ということにさせていただきました。

なお、固定資産税の滞納繰越分で減額している部分でございますが、固定資産税につきましては、当初見込んでいた滞納繰越分の調定額よりも1,400万円程度調定額が減額したことによりまして、予算の確保できる範囲ということで今回、若干の補正で減額をお願いしたものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうからは、15ページの地方交付税、普通交付税の部分だと思うんですけども、これにつきまして御説明を申し上げます。

補正予算の御説明の際にも申し上げましたけれども、今年度の普通交付税の決定額が約16億6,800万円ということになっておりまして、ちなみに平成26年度は14億6,700万円と、大体似た程度の交付がされておるわけですが、それに対して当初予算で13億円ほど毎年計上している状況がございまして、過去の実績を見れば、それ以上交付されるという理由は立つんですけども、この辺ところは財政運営上の予算のやりくりの問題といたしまして、交付額との、それから当初計上額との差額の分は財源留保として、毎年3月の補正の段階でそれまでやっ

てきた基金の繰り入れのほうと調整をするといったようなやりくりをしておりますので、そのような関係で今回、財源留保となっていたものを計上したといったような内容でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） お答えをいたします。

32ページの13節委託料、臨時福祉給付金のシステムの改修業務になります。こちらは、御質問でお話しされたとおり、低所得者の年金受給者に対して国の補正で3万円の支給をするという業務に対処するためのシステム改修でございます。19節に福祉給付金のいわゆる給付金の補正が上げてございます。こちらについては、対象者というお話でしたが、現在のところ、1,000人というふうに見込んでございます。1,000人ではございますけれども、この中には、補正額の中には平成27年度簡易な給付金の減額分も含まれてございます。1,000人ですと3万円ですから3,000万円というふうになるんですが、その当初予算計上した簡易な給付金、いわゆる6,000円の部分、そちらの分の減額もございますので、この中に補正してございますので、補正額としては2,600万円ほどという内容となっております。

それから、支給はいつからというようなお話でございますが、もうこの補正予算、通りまして早速準備をいたしまして、5月には申請を受け付けられるようにしたいというふうに考えてございます。支給については、3カ月で支給をなさいたいという国の方針がございまして、6月から8月にかけて支給をしたいというふうな方向で進めてございます。

それから、34ページで、子ども・子育て支援システムの改修業務の御質問ですけれども、こちらも御質問の中にあつたとおり、保育所、幼稚園の保育料に関する多子軽減に係るシステムの変更に要する補正予算でございます。対象者数というお話がございまして、現段階で対象者はまだ把握はしてございません。

内容を申し上げますと、年収が約360万円未満の世帯に対しまして、これまで幼稚園については小学校3年生までを第1子として数えていたわけです。第2子、半額という話になっていました。保育所については未就学児童が第1子で、保育所、あるいは幼稚園を利用している場合については2番目、半額、3番目、無料というような形になってございましたが、この年齢要件、第1子の年齢要件を約360万円未満の年収の方に対しては撤廃をするということになります。

それから、ひとり親世帯の場合については、同じように年収360万円未

満については第1子から半額にしますと、第2子以降無料というような内容の制度でございます。以上の内容です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 町税の収入に関しては、要するに所得がふえたから、景気がよくなったのが背景にあるのかなというふうに自分では捉えたんだけれども、その件に関してどう考えているかという。

あと、子ども・子育て、あと65歳以上の臨時福祉給付金なんですけれども、これはどちらも申請しないとだめなのかなと思っているんですけれども、その辺の漏れなく周知徹底する方法、その辺はどのように考えていらっしゃるのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（残間俊典君） お答えいたします。

今年度、27年度で賦課決定する町民税につきましては、課税の客体として26年の所得ということでございます。26年の所得の状況でございますけれども、まず農業所得、一昨年、米の下落がございました。その関係で対前年比で6割程度の減収と。所得ベースで減少しております。ただ、農業所得の全体に占める割合というのが2%から3%ということでございまして、町民税全体としては、さほど大きな影響は出てこなかったようでございます。さらに、営業所得につきましても一昨年は5%程度の減と。給与所得はほぼ前年並みでございます。総体的には農業所得だけの部分につきましては大きく減額しておりますけれども、全体としてほぼ前々年度、25年度と同様の所得の状況であったということで考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） お答えをいたします。

年金生活者等の支援の臨時福祉給付金でございますけれども、こちらの対象者につきましては、平成27年1月1日を基準日とする簡易給付金、既に支給されてございますけれども、この対象者のうち65歳以上、本年度、28年度に65歳以上に達する人を対象にするということにされてございますので、まずはその辺について広報でお知らせをし、既に対象、ほぼ決定してございますので、直接対象者、対象金を印字した中で対象の方に申請書を郵送すると。その中で申請をしてもらうという内容で進めております。

それから、子育て支援のほうは、こちらは町のほうで申請があれば、その方の状況がわかりますので、その中で第1子、2子であれば、ある

いはひとり親世帯であれば第1子について、それぞれ支援の対象に含めていくという方向で進めております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 先ほど、中間管理機構の、町長から答弁いただいたようですが、千葉議員のほうから、もう何やっているんだというようなことなんです。私も全く同感で、10年間というニンジン（補助金）を農家の前にぶら下げて始まったのはいい、途中でちょっと待っててくださいというような話では、とてもじゃないが、何を信じてやっていったらいいかわからないというような農家の声だと思います。町長も先ほどから本当に申しわけないというような平身低頭で答弁されたわけでございますけれども、このパンフレットの中に村井知事の顔写真入れてパンフレットもつくられて、鳴り物入りで、これからの農業をどうぞ任せてくださいというような格好で始まったわけでございますけれども、いかんせん途中で挫折したのかなと思うわけでございますけれども、マスコミ報道なんかで聞いておりますと、19日に市町村長会議がまたあるそうでございますので、ぜひ末端の農家の激しい憤りの声を国のほうに届けていただきますように、県のほうでも取りまとめしていただいて、ぜひ、猫の目農政と言われながらも何とかやってきたわけでございますから、しっかりと芯を持った政策を立てて盛り上げていただきたいというようなことを中央に強く言っていただきますように。もう一回、町長のほうから答弁をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 本当に先ほど申し上げましたとおり、我々は国なり県の指導に基いて、そして農家の皆様方に指導徹底を図っているわけでありまして。そうした中で、中央のほう、農水省のほうでは、あのように大幅に変更したりすることによって、本当に県も多分困っているというような声であります。さらに、県が困っては我々当然困るわけでありまして、そうした中で本当に強く政府等々にやはり県と一体になって要望していかなくてはならないということでありまして、さらなる力強く要望活動をしてまいりたいと思っております。

今後町村会議あるようですという意見でありますけれども、あれは指定廃棄物の関係で環境省のほうから来ますので、全く農業問題に対しては触れる部分ないわけでありまして、いずれにしても時間があれば、それら等の本当に末端の我々自治体の意見を聞く時間があれば、我々の意見を通してやりたいなと思っております。

も、あの会議は指定廃棄物の会議ということですので、なかなか難しいかなと思っておりますけれども、今後さらなる県なり国に本当に我々農家の心配している生の声を伝えてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 18ページの教育費国庫補助金というやつ、この中で補正の分でマイナス23万9,000円になっておりますけれども、その内訳として小学校費17万8,000円、中学校費6万1,000円と、僻地児童生徒援助費となっておりますけれども、これどのような理由で減ったのでしょうか。

あと、もう一つ、24ページの学校給食費で2節、その中で33万8,000円減となっておりますけれども、どのような理由でマイナスになっているのか。さらに、滞納繰越分というのがありますけれども、これ滞納繰越分が一応入金になったんだと思っておりますけれども、何人分のものなのか、いつごろこれ入金になったのか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） それでは、お答え申し上げます。

18ページの教育費国庫補助金の小中学校の僻地児童生徒援助費の減額の要因でございますけれども、これにつきましては、国のほうからの交付決定額が確定いたしまして、それに伴いまして減額をさせていただいたものでございます。国の交付金の決定に伴うものでございます。

続きまして、24ページの学校給食センターの給食費の減額について御説明をいたします。

学校給食費の減額につきましては、主にそれぞれ幼稚園児、小学校児童、中学校の生徒数の確定に伴いまして、当初予算で見込んでいた人数よりも若干減っておりまして、児童生徒数の確定によります予算の調整でございます。

それと、滞納繰越いたしました12万9,000円につきましては、3世帯ほどが最終的に滞納繰越いたしまして12万9,000円という金額だったんですけれども、これにつきましては、12月末でもって全て完済というか、全て納付が終わっておりまして、今現在は滞納繰越分はゼロというふうになっているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 今の学校給食費の減額で、幼稚園、小学校、中学校の数の確定でということだったので、当初何人見込んでいて、何人減ったのか、数字でお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） 申し上げます。

幼稚園児ですけれども、110名の当初予算に対しまして106名、4名の減でございます。小学校児童につきましては、399名を見込んでおりましたが、393名ということで6名の減、そして中学校の生徒につきましては、1、2年生の分での積み上げですけれども、3年生は変更なしということで、1、2年生で146名だったのが140名ということで6名の減による予算の調整でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 18ページの土木費国庫補助金のうちの道路橋梁費減額の3,318万9,000円の社会資本整備総合交付金、これの、ちょっと私、前に聞いたかと思うんですが、もう一度、これ何のやつだったか教えてください。

それと、29ページの、これは財産管理費の中の13節委託料、測量設計業務とありますが、これ、以前に未登記の分筆の件かなと思うんですが、そのことについて内容についてお伺いをします。

それから、もう一つ、41ページの道路橋梁費、道路新設改良費の中の委託料、13節委託料、これ減額の1,768万7,000円となっておりますが、その財源の内容についてお伺いを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） まず、18ページの2項の土木費国庫補助金3節の道路橋梁費のマイナス3,318万9,000円、社会資本整備交付金ですけれども、これは事業ですけれども、今町でやっております社総交の補助でございます。まず、1つ目が新田線改良、あとそれから上戸線の改良、あと橋梁点検、橋梁修繕の設計、それからあと山中希望の丘線の測量と上戸線の上部のかけかえ工事に伴う社総交の交付金でございます。要望日とは内示が違います。それで、それからあと工事請負で請差が出ます。それらを精算いたしましての額がマイナス3,318万9,000円ということでございます。

関連ですけれども、もう一つ、41ページ、7款第2項道路橋梁費3目の13節委託料1,768万7,000円の減額、これは今申し上げました山中希望の丘線の測量設計費でございます。これ、当然今の事業費3,500万円というひとり歩きしておりましたけれども、これが交付金事業で2,100万円の内示がございました。それで、実際委託の業務を発注いたしまして、2,100万円で起工を組んだんですけれども、請差で1,700何がしになった

分の、これ請差の分の減でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、29ページの測量設計業務ということでお答えいたします。

測量設計業務については御質問があったとおりでございますが、今回の補正につきましては、この分で15万2,000円の減額というふうになってございまして、内容の主なものとしましては、先日スモリ工業さんに売り渡しをいたしました旧味明小学校の境界の確定業務の契約の締結に伴う減というところが内容でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今の測量設計について、15万2,000円というのは、それは未登記のやつがなかったのか。その辺で使った金ではないということなのか、もう一度、ちょっと確かめておきます。

それと、先ほどの希望の丘線の委託料、いわゆる総体で3,500万円と言ったんですか。それ3,500万円、全部国のやつでしたっけか。要するに、社会資本の整備総合交付金が全てなのか。そうすると、総体でその測量設計というのはどのぐらい使われたのか。その辺、ちょっとお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

未登記測量も実施してございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） お答えいたします。

3,500万円、当初要望時点、先ほど社総交の交付金事業であります。先ほども申しあげましたけれども、内示が2,100万円、それを2,100万円を事業費といたしまして設計、入札かけました。それで、さっき言った請負費の差が出た分でございます。これは全事業が社総交の対象事業費で補助率が60%のものでございます。（「ちょっと測量費って幾らかかったの」の声あり）お待ちください。1,731万円でございます。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 申しわけございません。ただいまの未登記測量設計ということで、ちょっと私、勘違いしてお答えいたしました。申しわけございません。これ内容としましては、旧味明小学校の境界の確定業務と、それから大郷幼稚園の敷地の境界復元業務というのがございまして、内容につきましては、この2件の内容でございます。申しわけご



ざいません。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今、希望の丘線の1,700万円ということなのですが、当初3,500万円を予定して2,100万円に削られたと。その辺の内容と、それからこの資金は非常に使い勝手がよくて、同一事業であれば流用も可というふうに思う事業なのですが、2,100万円と大体500万円近く差があるんですが、その辺も利用することができるんでしょうか。それも含めてお聞きしておきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） お答えいたします。

流用は可能でございます。それで、先ほど申し上げましたように、新田線、上戸線とともに全額要望時よりの交付割り当てが少なかったため、ほとんどの事業で減額しておるような状況でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号 平成27年度大郷町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第17 議案第17号 平成27年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第17、議案第17号 平成27年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 平成27年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第18 議案第18号 平成27年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第18、議案第18号 平成27年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 77ページの第2款保険給付費の1項介護サービス等諸費ということで、補正額が合わせて3,836万6,000円ということになっておりますが、去年の4月からでしたか、介護保険制度が改正されて、いわゆる要支援1、2の方々がこの制度から除かれるということも出ているわけですが、今回のこの減額についてどのような要因、お考え、その辺、改めてお聞きしておきたいと思っております。

また、県内一高い介護保険料ということで27年度からスタートしたわけですが、そういう中にありまして、今回の実際サービスを受ける金額が減額されたということで、一方では介護給付費の準備基金、この辺の推移も出てくるのかなと思うんですが、当然のことながら、使う金が減額されれば基金への増額という形になるのかなと思うんですが、その辺の状況についてもあわせてお聞きしておきたいと思っております。よろ

しくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） お答えをいたします。

介護サービス等諸費の減額の要因でございますけれども、1つにつきましても、平成27年度に入りまして介護認定者が減少しております。それから、サービス受給者数はほぼ同じか、逆に増加しているという状況にあるんですが、介護度の重い方、要介護3以上の方が減少しております。要介護2から要支援1までの方が逆にふえております。介護度が重くなるにつれて、いわゆるサービスが多く受けられます。当然です、介護の手間が必要となりますので。そういった給付費の高い方が減少したことによって、こういった減額ということになったものでございます。

それから、基金、大変申しわけありません、残高の正確な把握、ちょっと今手元がないんですけれども、昨年度の決算で出ました剰余金、そのまま積み上げてございます。現在のところ、すみません、正確かどうかあれですけれども、私の今記憶の範囲内ということで御理解をいただきたいんですが、3,600万円ほどになっているかと思っております。今回も財源調整で基金の分については減額をしております。現在のところ、基金にそれほど手をつけなくてもいいような保険給付費の状況となっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 76ページの基金繰り入れ見ますと、いわゆる基金からの持ち出しが今回、3,362万何がしが減額になるということは、その分、思ったよりも基金は残るということで理解していいかと思うんですが、そうした場合に、今説明では介護の重い方が減少されていたと。そして、2～4がふえているということでございました。27年度の認定者は減少していると。一方、サービスの利用者はふえていると。重い方が減少して、1と2が……、かなり重い方が減っていると。その減っているということはどのように考えたらいいか。施設側で何らかの対応が変化して減っているのか、単純に人数が減っているのか。人数が単純に減っているのかどうか。その辺、サービスの質の内容が変わっているのか。ちょっと私、聞き下手なものですから、もう一度。

また、基金については、結局ふえる傾向にあるということになると思うんですが、冒頭に申し上げましたとおり、介護保険料の高さ、これは一定期間の据え置き、もちろん途中で変えるわけにはいかないわけですが、ただ感じるのは、保険料が高くなって基金が残る傾向というのは、

ある一定の安定性というか、基金の性格上、必要なところもあると思うんですが、それが年々増額してくるということになれば、当然のことながら、その甘さが介護保険料を決めるに当たっての甘い計算があったのではないかと指摘する声も出てくると思うんですが、その辺も踏まえて見解を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） お答えをさせていただきます。

保険給付費が減少した原因として、施設に入所される方の要件が厳しくなったからというようなことがあるのではないかというお話がございました。

施設のほうについては、24年度に立ち上げた新たな施設の影響で、24、25と大幅にアップして、26年も大体その水準を維持してきたというような状況でございます。当然、全くないところから入るわけですから、どんと上がるのは、これは御理解をいただけると思うんですが、それ以降については計画でも出入りはそんなにないだろうと。いわゆる施設ができたことの影響は少なくなるだろうという考え方で計画のほうでも見ておりました。逆に居宅介護のほうで、施設に入れなくて重い方が居宅でサービスを受けるというふうな考え方で今給付費を計画で見込んでございました。確かに施設のほうの利用者も減っています。ですが、居宅介護の利用者の減少が大きいという状況です。

何が原因なのかという部分なんですけど、まずは死亡者数が多い中で、新規の介護度の重いほうに更新、あるいは重い方の新たな介護認定、これが27年度は少なかったというふうに御理解をいただければというふうに思います。ただし、今後については、認定者数、今のところ介護度の軽い方がふえておりますけれども、徐々に重い方のほうもふえる傾向にございます。ですので、28年度の予算、これから特別予算審査ありますけれども、本年度並みの予算の計上をさせていただいてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 要支援の1、2が減っているということは、これは既に……、「ふえています」の声あり）ただ、要支援の1、2というのは保険制度からたしか除かれているのではないんですか。まだですか。（「今後除かれます」の声あり）ああ、そうですか。新規の新たな認定が少なかったということについての大きな要因の1つになっているようですね、これも。実際とすれば、大体その流れとすれば同じ傾向が見られるのか

なと思うんですが、そういう中であって新規の認定が少なかったということは、単純に少なかったんだということなんでしょうが、何らかの形で認定の段階でそれを歯どめをかけるような形になっていないのかどうか危惧されるんですが、町としては、その辺の認定の第一段階での町の役割として、その辺どう見ているんですか。私、傾向としては、ほとんど高齢者、高齢化率も高まっているわけですから、本当は新規の認定も普通に出てくるのかなと思うんですが、傾向としては新たに今後は出てくるんじゃないかという話でしたが、どうも27年度の制度が変わったことによって何らかの抑制が働いた結果、給付も含めた減額になったのかなという、根性悪いんですが、つついそのように見てしまうんですが、その辺について町はどのように見てきたのか、対応してきたのか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） お答えをいたします。

まず、誤解を解きたいと思うんですけれども、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、こちらについては、29年の4月1日を目途に今移行しているということでございますので、昨年度と平成27年度、何らサービスの形態には変わりはありません。認定者数、認定申請もののものが減っていると、今までと比べてという状況でございます。

その中で認定者数はほぼ同じか、ちょっとふえているような状況、失礼、サービス受給者数、認定者数は減っています。サービス受給者は同じぐらい、いわゆる既存の認定者がサービスを使う方はふえてきているという状況です。そのサービス受給者の中の介護度の重い方の割合が非常に減っていると。いわゆる更新で重くなる方、あるいは新規で、最初から転倒したり、あるいは病気で急に要介護4とか、3とか、5とかになる方もいらっしゃいますので、そういった方が少なかった。その割に亡くなる方が多かったということなんだろうと私のほうでは思っています、数字的に見ますと。ですので、ただこの傾向はいつまでも続くわけではないというふうに考えてございます。

ただ、施設のほう、こちらは要介護1、2の方は入所が制限、厳しくなっております。恐らく町内だけではなくて、よその町村からも基本的には受け入れるということの公立的な施設、町に2つ、新たに1つと今までの施設がありますけれども、こちらはそういった部分で若干の影響はあるんだろうとは思いますが、今でも待機者数は70名を超えています、町内の方で。重い方もいらっしゃいます。ですので、制度改

正に伴って利用しにくくなったという部分は、ほとんど私のほうは今のところはないよというふうに考えております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもちまして質疑を終わります。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 平成27年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第19 議案第19号 平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第19、議案第19号 平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第20 議案第20号 平成27年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第20、議案第20号 平成27年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 平成27年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第21 議案第21号 平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第21、議案第21号 平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第21号 平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計

補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第22 議案第22号 平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第22、議案第22号 平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 114ページの1款2項の基数の伸び悩みについて、1,072万3,000円の減額ですが、補正前の額から見ますと、まさに半減ということで、先日も空き家バンクの質疑の中で環境整備の問題もいろいろ話しされましたが、なぜこれほどまで合併浄化槽が期待している中で伸びないのか。実は、先日、大松沢地区に震災で土地の提供をいただいた方とお会いして話しする機会ありましたが、あの環境を見ている限りでは、大郷の米について云々というようなことで私なりに一生懸命きれいにしているよということを話ししたわけなんですけど、実態としてはなかなか進んでいないという、こういう合併浄化槽の建設状況について町では、今は補正でございまして減額ですが、次に話題となる28年度を踏まえて、この浄化槽の推進について、どういう意気込みなのか。ただ予算をつけて何ら変わりなく、みんなが希望する方、手を上げろとだけで済むのか。もう少し積極的な働きかけをする必要があると思うんですが、この減額補正の中でどのように考えておられるのか、担当者なり、あるいは町長の所見をお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） お答えいたします。

かなりの基数減、当初予算当時は24基で計画しておりました。いざ、実際、今3月に入りましたけれども、13基の設置でございまして。ですから、いろいろな事業費の中で減額になっているわけでございますけれども、ほとんどが今の現在、新築家屋の申請のみがほとんどでございます。



ですから、従前の古い家のほうも啓蒙していけば、このくらい基数は伸びるんですけれども、なかなか今こういった御時世で、どうも便所改造、風呂改造、流し改造といったぐあいで進まないのが現状であります。

それで、28年度当初予算が始まりますけれども、また当初予算のほうのヒアリングもありますけれども、また24基で今作成しているわけでございますけれども、今後は、今そういった環境面からについても啓蒙いたしまして、基数増を目指したいと頑張っております。する覚悟でございますので、どうぞ御理解のほどをお願いいたします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） 今課長申しましたとおり、合併浄化槽、新築のほうが大多数を占めておりました。そうした中で、今後、やはり町としても環境衛生面からも考えまして、さらには子供たちの、今どこに行っても同じな生活文化でありますので、そうした中でリフォームの助成制度などを利用、活用していただきながら、やはり積極的に改善して推進するように働きかけてまいりたいと思います。そうした中で、町としても今後、チラシなどをつくりながら、本当に下水、農集排の対象外の地域に徹底して推進するように働きかけてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） リフォーム事業といっても、それはないよりはあったほうがもちろん喜ばれるわけですが、10万円、20万円の、多分上限で今は一般的には10万円ですよ、たしか。そうした場合に、それでやれる財政的な支援になるのか。町の財政状況を見た場合に、大変、どこらまで支援するかというのも、これもまた悩みの種だと思うんですが、課長に確認しておきたいんですが、一般的にこの合併浄化槽の4人なり6人、その槽を設置した場合に個人負担の部分で平均的にどのぐらいになるものなのか。多分、50万円、100万円ぐらい、どうしてもそれに合わせた家の改装なりも出てくると思うんですが、そういう大体平均的なものを見て、そうした場合の支援の考え方、アドバイスの仕方も出てくると思うんですが、リフォーム事業で幾ら支援しても、かなり私は及びつかない金額なのかなと思うんですが、大まかにどのぐらい見えていますか。課長、大体この設計の中で、いろいろ話ししている中で幾らぐらいかかったのと、そういうことも聞く機会、一番あると思うんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） お答えいたします。

個人のいろいろございますでしょうけれども、大体150万円内外、ある

いは200万円とか話は聞いたことあります。ということで今、融資あつせん、70万円は行っておりますけれども、そちらはどうしても借金ですから利子補給だけなので、なかなか手つかずのような状態が進んでいるようでございます。

それと、あとかかるといいますと、毎月の人槽によって違うんですけども、3,000円何がしの使用料のみですから、今言ったように、もう少し啓蒙活動を進めて、なるべく早い時期に達成、まだ50%台ですから、高水洗化率になるよう努力したいと思います。

議長（石川良彦君） ほかに。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、定住化促進、確かに住宅造成して、誘致して、それでもいいんですが、やっぱりここにいる方々が定住化しないことには話にならないと思うんですね。今、大まかに100万円云々かかるぐらいの話出ましたが、個人的にはせっかくだからということも大分あると思うので、それはもうそれ以上の金もかかると思うんですが、せめて、今融資という話も出たんですが、その辺、マイナスの逆な金利の時代の中で利子をもう少しどうするか、何らかの形でその辺の呼びかけをもっともっと積極的に働きかけることが私、28年度においては必要かと思うんですが、ぜひその辺の、ただリフォーム事業の10万円、20万円云々だけじゃなく、ぜひその辺の一步進んだ政策をぜひ提案してもらいたいことをお願いしながら、もう一度、町長の姿勢を確認したいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 確かに定住化促進は、やはり今日まで本町に住みなれた生活を営んできた方がまず基本でございます。そうした中で、合併浄化槽の地域におかれましては、ほとんど農家ということで、大変な水回りの、合併浄化槽を設置することによって勝手なり、風呂なり、さまざまなトイレなり、大変なリフォームの金額がかかるかなと予想されます。そうした中で、町としてもどの範囲が、どこまで対処できるのか、もう一度検証させていただきまして、今後に普及できるような体制とれるような対応できればと思っておりますので、今後、内部でさまざまな検証をさせていただいて、普及、推進に努力してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第22号 平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第23 議案第23号 平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第23、議案第23号 平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第23号 平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第24 議案第24号 平成27年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第24、議案第24号 平成27年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第24号 平成27年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第25 議案第34号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第25、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、議案第34号につきまして提案理由を御説明申し上げたいと思います。

議案第34号、ごらんいただきたいと思います。

議案第34号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成27年度公営住宅等整備事業（          団地）造成工事（第1期）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 1億7,474万4,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
1,294万4,000円)

4 契約の相手方 仙台市宮城野区中野5丁目4番地の34

城北興業株式会社 仙台支店

平成28年3月7日提出。大郷町長。

こちらですけれども、■■■■ 団地造成工事の工事請負契約の締結に当たりまして、工事の予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、資料によりまして概要の御説明を申し上げたいと思います。まず、資料1でございます。

この工事につきましては、平成27年度及び28年度において施工を予定しておりました敷地造成工事の第1期分の工事でございます。造成面積は1万7,698.52平方メートル、工事の内容としましては、防災工として仮沈砂池の設置を2カ所、仮排水路工292メートル及び土砂流出防止柵等の施工、土工事といたしましては、切土工2万3,700立米、盛土工2万1,500立米、これらのほか法面工2,010平米及び地区外放流施設工を施工する内容でございます。

資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

資料2におきましては、造成計画の平面図のほうをお示ししてございます。凡例のところがございますように、黄色で着色した部分が切土工の施工部分、同じく赤色で着色した部分が盛土工の施工部分というふうになってございます。

続きまして、資料3でございます。

資料3につきましては、造成の断面図となります。資料2と同じく、切土部分を黄色、盛土部分を赤色で表示をしております。

それでは、次に資料の4によりまして、入札関係の内容につきまして御説明を申し上げます。

こちら、今回の入札結果の資料等を示したものでございまして、入札に当たりましては、こちらにございますとおり、城北興業株式会社及び株式会社みなとの2者による入札となったものでございます。

今回の仮契約までの経緯ということですが、こちら設計金額が1,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました条件付一般競争入札執行に係る設定条件の内申書に基づきまして、1月27日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格要件を設定いたしました。

この会議におきまして設定した主な資格条件でございますけれども、まず土木一式の承認格付Aランク以上の者で建設業法に規定する経営事

項審査結果の土木一式の総合評点1,000点以上であること、それから県内に本店または支店を有すること、監理技術者を配置できること、それから平成22年度以降に元請として国または地方公共団体発注による請負金額8,000万円以上の土木一式工事の施工実績を有すること、これらなどを条件として設定した内容でございます。

その後、2月1日に至りまして、建設工事条件付一般競争入札の公告を行いまして、設計等の閲覧、参加申請書の受け付け期間を経まして、2月の9日、入札参加資格の判定委員会を開催したところでございます。

この入札参加申請に当たりましては、今回落札いたしました城北興業株式会社のほか1者から申請がございまして、これら2者の全てについて適格者であると判定をし、この旨の通知を行いながら、2月19日にこの2者による入札のほうを執行したところでございます。

資料4番にあります入札の結果ということでございますけれども、最低入札価格は城北興業株式会社の1億6,180万円ということでございましたけれども、この額はこちら、その下のところに予定価格以下書いてありますところの低入札調査基準価格、これを設定いたしました1億6,228万9,032円、こちらを下回っておりましたため、入札結果の備考欄にお示しをしておりますとおり、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定によりまして落札の決定を留保するとともに、2月25日に同者からヒアリングを実施の上、資料の5にありますとおり、2月29日に低入札価格調査委員会を開催いたしまして、契約内容に適合した履行が確保できるかどうか審議を行いました。

その審議の結果ということでございますけれども、まず事業者側では完成工事高の維持、それから受注を再優先ということで入札を今回したということ、それから資機材の調達を現金決済とするほか、取引会社からの協力により施工価格の抑制が可能と認められること、それから入札価格と調査基準価格との差が僅少であること、今回のような応札価格であっても利益が適正に見込まれていること、このようなことから、入札価格につきましては企業努力の範囲内と判断でき、工事施工に当たり契約内容に即した履行がなされると認めたとところでございます。

このことによりまして、最低入札価格をもって入札した城北興業株式会社を落札者とし、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した1億7,474万4,000円として、3月3日付で工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお、工期につきましては、平成28年3月25日としておりまして、補

正予算のほうで御承認をいただきました繰越明許費によりまして翌年度に繰り越して施工する内容となっているものでございます。

以上で説明のほうを終わります。御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第34号について説明を終わります。

---

日程第26 請願第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

議長（石川良彦君） 日程第26、請願第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

請願第2号については、会議規則第85条第1項の規定により、総務産業常任委員会に付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は総務産業常任委員会に付託して審査することに決しました。

---

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時02分 散会